

平成22年度

国の施策等に関する提案・要望

結果調べ

(平成21年7月8日実施分)

平成22年1月21日

鳥 取 県

平成22年度国の施策等に関する提案・要望 結果調べ

<1 緊急項目>

番号	項目名	所管省庁	提案・要望内容	国予算への反映状況等
1	真に地方の自立に資する地方税財政制度の確立について (総務部)	内閣府 総務省 財務省	<p>1 地方税の充実強化と偏在性の小さい地方税体系の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 税源の少ない地方にあっても地方公共団体が自主的・自立的な行財政運営を行うことができるよう、国と地方の税源配分を見直し、国税と地方税の割合を5対5とすること。 税源の乏しい団体についても地方税及び地方交付税を含めた一般財源総額が確保されるよう適切な配慮をすること。 早期に地方消費税の拡充などを基本とした、地方税制の本質的な改革を行い、本来あるべき偏在性が小さく安定性の高い地方税体系の構築を実現すること。 <p>2 地方交付税の総額確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方交付税については、赤字地方債である臨時財政対策債の発行などによることなく所要額全額を手当てするとともに、交付税率の引上げなどを行うことで三位一体改革による不合理な削減分を復元し、地方公共団体の自主的・自立的な行財政運営に必要な総額を確保すること。 雇用経済情勢をにらみながら、「地域雇用創出推進費の平成22年度の拡充と平成23年度以降の継続を行うこと。 <p>3 地方分権に即した財政再生スキームの確立</p> <p>地方財政健全化法の成立・施行により、地方財政再生の新たな仕組みが導入されたところであるが、財政健全化のための具体的方策として債務調整の導入の検討等を進めるに当たっては、財政力が弱い地方公共団体が不利益を被ることのないよう配慮すること。</p>	<p>【税制改正】(税制改正大綱(12/22))</p> <p>○自動車関連諸税の暫定税率 暫定税率は廃止されるものの、現在の税率水準は当分の間維持されることとなり、財源を維持することができた。</p> <p>○地方税財源のあり方 今後の改革の方向性として、社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築することが示された。</p> <p>引き続き、地方税制の本質的な改革の早期実現について要望を行っていく。</p> <p>【地方財政対策】(地方財政対策の概要(12/25))</p> <p>○地方財政計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方交付税 +1.1兆円 臨財債 +2.6兆円 地方税 ▲3.2兆円 (地方譲与税含む) その他 ▲0.2兆円 <p>一般財源総額は+0.3兆円</p> <p>○過去最大規模の交付税出口ベース1.1兆円増は歓迎すべき。</p> <p>○一方、臨財債は膨大な伸び率(+49.7%)で、財源不足対策としては不満が残り、今後が懸念されるところ。</p> <p>○本県の交付税は、臨財債を合わせた実質ベースで対前年増が期待。昨年の地域雇用創出費による加算での影響等から分析すると、30~40億円程度の増が推計される。</p> <p>○地財対策では「臨財債急増への対応」として、財政力の弱い地方公共団体に配慮し、発行可能額の算出方法を見直すこととしており、現行ルールで臨財債を過大に配分され真水の交付税を削られている</p>

				本県としてはこの見直しの動向を最も注目したい。
2	地方が主役の地方分権改革の実現について (企画部)	総務省 内閣府 国土交通省	<p>地方分権改革の推進に当たっては、地方の実情を踏まえ、地方が主役となる改革が実現されるよう次のとおり求める。</p> <p>1 権限及び財源の一体的移譲 住民に身近な行政は権限と財源を合わせ一体的に、地方に移譲することを原則として、国と地方の役割分担について踏み込んだ議論をさらに行うこと。</p> <p>2 直轄事業負担金の抜本の見直し 国の直轄事業負担金は、地方が負担の適否を判断できる仕組みとすること。維持管理費等は即刻廃止すること。制度のあり方について抜本的に見直しを行うこと。</p> <p>3 地域間格差の是正 地方が都市部と対等に自らの個性を生かした創意工夫により地域経営を行うことができるよう、地方分権の前提として、地域間格差を是正するため、産業の再配置や社会基盤整備などに国家戦略として緊急に取り組むこと。</p> <p>4 市町村への補助金交付の見直し 国から直接市町村へ補助金を交付するような事務については、国の出先機関を温存するためのものであれば即刻廃止等の見直しを行い、地方に権限と財源を移譲すること。</p>	<p>新政権においては、住民に身近な基礎的自治体を重視した分権改革を推進し、地域主権国家を確立することをマニフェストに明記。</p> <p>昨年12月には、首相を議長とする地域主権戦略会議を開催して、「義務付け・枠付けの見直し」「補助金の一括交付金化」「国の出先機関改革」等に関する工程表を定めるなど、地域主権に向けた取組みが開始された。</p>
3	直轄事業に係る負担金の廃止・見直しについて (農林水産部、国土整備部)	国土交通省 農林水産省 財務省	<p>1 地方が事業の必要性を確認するシステムの創設</p> <p>2 地方の負担は、国庫補助金で認められている費目や事務費比率の範囲内とするルールとし、退職手当や営繕宿舍費などの本来の趣旨に合致しない不適切な負担を地方に求めないこと。また、地方が負担の適否を判断するため、負担内訳のより一層の透明性を確保すること。</p> <p>3 経常経費についての負担金の廃止</p> <p>4 建設(新設・改良)に係る負担金の軽減</p>	<p>平成22年度から維持管理費負担金を廃止する。ただし、経過措置として、維持管理のうち特定の事業に要する経費については、平成22年度に限り負担金を徴収する。</p> <p>直轄事業の業務取扱費(人件費、退職手当等の事務費、営繕宿舍費等)に係る地方負担制度を全廃し、併せて補助事業(公共事業)の事務費に対する国庫補助制度も全廃する。</p>
4	地方の経済対策実施のための交付金制度の改善について (総務部、商工)	内閣府 厚生労働省	<p>1 ふるさと雇用再生特別交付金について ふるさと雇用再生特別交付金は、民間企業等への委託事業のみが対象であるが、雇用創出目的の</p>	<p>1 具体的な動きなし。</p>

	労働部)		<p>ためには、民間企業等への補助事業や地方公共団体による直接実施も対象とすること。</p> <p>2 緊急雇用創出事業臨時特例交付金について</p> <p>(1) 雇用期間は、つなぎの雇用機会の提供という趣旨から原則6か月未満(場合によっては1回更新可)とされているが、失業者はより長期の雇用を希望しており、応募者が少ない事例も出てきている。このため、雇用期間を全ての場合に1回更新できるようにするなど弾力的な運用とすること。</p> <p>(2) 雇用創出の効果の見られる事業は、すべからく対象とすること。</p> <p>(3) 人件費割合要件の緩和(7割以上→5割以上)と新規雇用失業者割合要件(3/4以上)の撤廃</p> <p>3 地域活性化・公共投資臨時交付金について</p> <p>地方負担の軽減と地域経済の活性化に資する効果的な活用を十分配慮すること。</p> <p>4 地域活性化・経済危機対策臨時交付金について</p> <p>事業の効果を十分に発揮するため、複数年度事業への充当を可能にするなど、弾力的な制度とすること。</p>	<p>2について</p> <p>(1) 要望どおり制度改正された。(10月23日より)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用期間を全ての場合に1回更新可となった。 <p>(2) 具体的な動きなし。</p> <p>(3) 要望どおり制度改正された。(10月23日より)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費割合要件の緩和(7割以上→5割以上) ・新規雇用失業者割合要件(3/4以上)の撤廃 <p>3及び4について</p> <p>平成21年12月8日に閣議決定された21年度第2次補正予算により創設される予定の「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」では、危険な橋梁の補修、沿線の地中化や都市部の緑化など地方のきめ細かなインフラ整備事業が対象とされている。</p>
5	切れ目のない経済雇用対策の実施と国際競争力のある産業への転換について (商工労働部)	内閣府	<p>1 切れ目のない経済雇用対策の実施と雇用のミスマッチ解消</p> <p>先の見えない不況を脱し、安定した経済回復軌道に乗るために、我が国の製造業を支える中小企業等の経営状況等を注視し、時期を失しない継続した経済雇用対策を実施。</p> <p>また、深刻化する雇用情勢のもと、人材が不足している福祉分野、農林水産業分野等は、雇用の受け皿として特に注目すべき分野であることから、人材の確保・定着の促進や中長期的視点に立った労働力の移動など、雇用のミスマッチ解消に向けた施策を拡充。</p> <p>2 国際競争力のある産業への転換</p>	<p>1について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○2兆円の経済対策の実施 ・「経済危機対応・地域活性化予備費」として計上(1兆円) ・非特定議決国庫債務負担行為限度額(複数年度での活用を想定する事業で、実際の財政支出はH22年度補正予算以降で対応)の設定(1兆円) <p>※詳細不明</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「重点分野雇用創造事業(仮称)」を創設(21年度2次補正1,500億円) 介護、医療、農林、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用等の分野における新たな雇用機会の創

			<p>「経済危機対策」の中に位置づけられている「低炭素革命」や「健康長寿」など新たな成長分野において、我が国産業が安定した国際競争力を持つために必要な施策を重点的に行うとともに、大企業等一部の特定企業だけではなく、地方の中小企業が新たな技術の恩恵を受けられるような施策を行うことにより、我が国産業全体の底上げを図る。</p>	<p>出、地域ニーズに応じた人材育成を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護労働者等の確保・定着 <ul style="list-style-type: none"> 21当初 223億円 決定額 248億円 介護労働者の雇用管理改善等に取り組む事業主等への総合的支援や、教育訓練の実施に係る相談・援助等のコーディネートを実施 ○農林漁業分野における職業相談・紹介等の支援 <ul style="list-style-type: none"> 21当初 6.9億円 決定額 12億円 <p>2について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○技術・人材等を活かした成長産業・雇用創出対策・イノベーション実用化助成事業 <ul style="list-style-type: none"> 21当初 34.0億円 決定額 57.6億円 ・中小企業等の研究開発力向上及び実用化推進のための支援事業 <ul style="list-style-type: none"> 決定額 9億円(新規) ○地球温暖化対策(技術開発) <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム次世代高性能技術の開発 <ul style="list-style-type: none"> 決定額 40.8億円(新規) ・新エネルギーベンチャー技術革新事業 <ul style="list-style-type: none"> 21当初 4億円 決定額 16億円
6	<p>安定した雇用の維持・確保に向けた取組の強化について (商工労働部)</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>国において、雇用保険の非受給者を対象とした「訓練・生活支援給付金」の創設や、中小企業緊急雇用安定助成金の拡充などの対策が行われるとともに、当県においてもこれらの対策に呼応した独自の対策を行っているところで、先の見えない経済雇用情勢の中、継続した対策が必要である。</p> <p>1 雇用保険非受給者に対する生活保障制度 雇用保険の非受給者に対する「訓練・生活支援給付金」について早期に実施し、恒常的な制度と</p>	<p>1 「訓練・生活支援給付金」については、緊急人材育成支援事業により平成22年度まで実施。併せて、平成23年度以降については新たに創設する求職者支援制度により恒久化されるよう検討が行われる予定。</p>

			<p>して定着させること。</p> <p>2 中小企業緊急雇用安定助成金等の制度拡充 先の見えない経済状況下で受注が激減する中、雇用を維持しようとする企業を支援するため、助成率（雇用調整助成金：3/4、中小企業緊急雇用安定助成金：9/10）の一層の引上げを図ること。</p> <p>3 労働者派遣法の早期改正 現在審議中の労働者派遣法の一部改正を早期に実施するとともに、今後の見直しに際しては、製造業への派遣や登録型派遣の是非など、労働者保護の観点に立った制度改正を図ること。</p> <p>4 若年労働者雇用対策の推進 深刻化する雇用情勢のもと、求人数が今年より大きく減少することが見込まれる中、新規学卒者が就職未決定のまま卒業することがないように、採用枠の確保対策を強化するとともに、フリーター等の非正規雇用を余儀なくされている若者が、正社員として就職するための対策を一層強化すること。</p>	<p>2 要望項目は具他的な動きはないが、一部制度改善あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産量要件を緩和 12月2日より、「売上高または生産量の最近3か月の月平均値が前々年同期に比べ10%以上減少し、直近の決算等の経常損益が赤字である中小企業」が追加された。 2次補正78億円 <p>3 労働政策審議会の答申を受け、改正案を今通常国会に提出予定。 (改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録型派遣は通訳や秘書など専門業務を除いて禁止。 製造業への派遣について、長期雇用契約を結ぶ常用型を除いて禁止。 <p>4について</p> <ul style="list-style-type: none"> 「高卒・大卒就職ジョブサポーター」増員 2次補正2.5億円 重点分野雇用創造事業(仮称)での未就職卒業生への配慮 2次補正1,500億円の内数
7	農林水産業の雇用対策の充実強化について (農林水産部)	農林水産省	<p>当県では、国の『「農」の雇用事業』及び『緑の雇用担い手対策事業』を活用し、県内外の離職者等の農林水産業への就業を積極的に推進し、担い手の確保・育成を図る『鳥取暮らし農林水産就業サポート事業』を実施。現在、197名が既に事業採択されているが、今後さらに167名の追加申請が見込まれている。一方で技術習得を始めとする十分な人材育成を行うためには、事業体の負担増が懸念されるところ。</p> <p>今後、農林水産業への就業と担い手の確保を迅速かつ的確に推進するため、次の事項が必要。</p> <p>1 『「農」の雇用事業』における制度拡充と事業の継続</p> <p>①助成対象者に農地保有合理化法人、作業受託事業体を追加</p> <p>②研修対象者に経営主の3親等以</p>	<p>1 「農」の雇用事業 (国費・全国) 21当初 0億円 決定額 21億円</p> <ul style="list-style-type: none"> 2年目以降の支援(新規)及び住宅手当等がゼロ査定。 助成対象研修期間の延長も含め、引き続き要望していく。 <p>2 緑の雇用総合対策事業 (国費・全国) 21当初 61億円 決定額 29億円 (所要額95億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な動きなし。引き続き要望する。 <p>3 新規就業・新規参入対</p>

			<p>内の者を追加</p> <p>③研修支援期間の延長、研修対象経費の見直し及び助成額の引上げ</p> <p>④事業の継続</p> <p>2 『緑の雇用担い手対策事業』の更なる制度拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術習得推進費の引上げ、助成対象期間の延長 <p>3 『漁業担い手確保・育成対策事業』の制度拡充</p> <p>①応募要件の緩和、研修期間の延長</p> <p>②漁業研修者への支援の創設</p> <p>③漁業経営開始時の支援制度の円滑な運用</p> <p>4 I J Uターナーによる人材確保のための住宅対策の制度拡充</p> <p>①農林水産業研修者向け住宅整備の支援策の拡充</p> <p>②新規就業者の住宅確保に対する助成制度の拡充創設</p>	<p>策</p> <p>(国費・全国)</p> <p>21当初 12億円</p> <p>決定額 15億円</p> <p>・一定の要件緩和などがなされ、円滑な運用が可能となったため、要望しない。</p> <p>4 住宅対策については、農林漁業それぞれで住居手当などに対して一定の支援措置があったが、H22概算決定では林業を除いてゼロ査定となった。</p>
8	農林水産業の関連産業への支援強化について (農林水産部、商工労働部)	農林水産省 経済産業省	<p>地方の基幹産業である農林水産業における雇用が、継続し拡大していくためには、食品加工や木材加工など、農林水産業の関連分野で雇用の受け皿の拡大を図る必要があり、当県では、「鳥取暮らし農林水産就業サポート事業」において、県産農林水産物を活用する食品・木材関連産業における新規就業者の研修経費を支援。</p> <p>地域の農林水産業を支える関連産業が発展し、雇用の受け皿が拡大するよう、次のとおり求める。</p> <p>1 国産農林水産物を活用する食品・木材関連産業の雇用対策支援制度を創設すること。</p> <p>2 食農連携促進施設整備事業(農林水産省)の継続、拡充及び農商工連携型地域中小企業応援ファンド事業(独立行政法人中小企業基盤整備機構)における本格生産設備整備への支援拡大</p>	<p>1 具体的な動きなし。引き続き要望する。</p> <p>2</p> <p>○ 農林水産業・農山漁村の有する「資源」を活用した新産業の創出等に支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(新)未来を切り拓く6次産業創出総合対策(国費・全国) <p>21当初 0億円</p> <p>決定額 131億円</p> <p>○ 経済産業省の農商工等連携事業に対する支援(新事業活動促進支援補助金)においては、試作・実験に係る機械装置の本格生産への転用を一定の条件下で認めるよう措置がなされ、実質的に本格生産設備も支援対象に含まれた。(独)中小企業基盤整備機構にファンド事業についてもこれと同様の対応を求めていく方針。</p>
9	次世代へつながる社会成長を実現するためのグ	内閣府 経済産業省	<p>環境をキーワードとした新たな産業分野は、今後の社会的課題に対応した新たな社会成長と雇用の創出に</p>	

<p>リーンニューディール施策について (生活環境部)</p>	<p>環境省</p>	<p>つながる新産業として大きな期待を寄せているところ。</p> <p>1 二酸化炭素排出量の削減のための社会システムの構築 国内排出量取引制度、J-V E R及び国内クレジットなど、市場メカニズムを活用した二酸化炭素削減方策の果たすべき役割は大きい。</p> <p>(1) カーボンオフセットについて企業、国民への周知を図り、早期の普及拡大の措置を講じること。</p> <p>(2) J-V E Rや国内クレジットの経済的インセンティブを高めるため、温対法における事業者の温室効果ガス排出量の算定・公表において反映できるよう措置を講じること。</p> <p>(3) 排出枠売買の活性化のため、国内排出量取引の早期本格的導入、さらには国内排出権統一市場の構築に向け措置を講じること。</p> <p>2 環境産業振興のための柔軟な支援制度 「地域グリーンニューディール基金」を始めとした、様々な環境産業の振興に資する支援制度について、細かな制約を設けることなく、地方の創意工夫を活かすことができるよう柔軟な支援措置を講じること。</p> <p>3 企業誘致に対する支援制度 財政基盤や産業基盤が脆弱であることから、企業誘致を行うための施策にも限界があるため、誘致企業に対する税制面での優遇措置など思い切った国策としての誘導措置を行うこと。</p> <p>4 公設試験研究機関に対する支援制度 地方発の技術革新による新たな環境産業の創出のためには、公設試験研究機関が重要な役割を担うこととなるため、研究設備の充実や、積極的な技術支援を講じること。</p>	<p>1 排出量取引等の推進 ・国内排出量取引推進事業 21当初 25億円 要求額 25億円 決定額 20億円 ・カーボンオフセット推進事業 21当初 1.5億円 要求額 2.0億円 決定額 1.9億円 ・国内クレジット推進事業 21当初 7.7億円 要求額 9.2億円 決定額 8.5億円 ・国内排出量取引制度基盤整備事業(新規) 要求額 8.0億円 決定額 4.3億円 ・温室効果ガス排出削減・吸収クレジット創出支援事業の推進 21年2次補正 20億円</p> <p>2 環境産業振興支援制度 ・中核市・特例市グリーンニューディール基金の創設 21年2次補正 60億円 柔軟な支援措置に関しては具体的な動きなし。</p> <p>3 企業誘致支援制度 ・低炭素型雇用創出産業の国内立地の推進 21年2次補正 297億円</p> <p>4 具体的な動きなし。 引き続き要望する。</p>
<p>10 ジオパーク構想に関する支援について (文化観光局)</p>	<p>外務省 文部科学省 環境省</p>	<p>山陰海岸(京都府、兵庫県、鳥取県)を始め、全国各地で取組が活発化している「ジオパーク構想」を推進するため、国においても次の事項について配慮すること。</p> <p>1 世界ジオパークネットワーク加</p>	<p>具体的な動きなし。 引き続き要望する。</p> <p>(※平成21年12月1日世界ジオパークネットワークへ加盟申請書を提出済。)</p>

			<p>盟に向けた支援</p> <p>2 地質遺産の保護・研究とジオツーリズムの推進などへの支援等</p> <p>3 地球科学に関わる教育・研究の充実強化</p>	
1 1	<p>新型インフルエンザ対策の推進について (防災局、福祉保健部)</p>	<p>内閣官房 消防庁 厚生労働省</p>	<p>1 マスクや消毒薬を始めとして、地域住民が必要とするインフルエンザ対策物資及び簡易検査試薬等の診療に必要な物資の安定的な供給を図ること。</p> <p>2 抗インフルエンザウイルス薬(タミフル・リレンザなど)の確保、新型インフルエンザの迅速診断試薬の開発及び供給、必要な量のワクチン製造を実施すること。</p> <p>3 地方公共団体が行う医療資機材の整備、抗インフルエンザウイルス薬備蓄への支援の強化、その他の新型インフルエンザ対策に対する安定的かつ必要十分な財源支援を講ずること。</p> <p>4 過度な社会経済活動等への影響や風評被害がじたりしないよう、新型インフルエンザ(A/H1N1)について、国民に対し、正しく分かりやすい知識・情報を提供すること。</p> <p>5 今後発生が想定されるものも含め、新型インフルエンザについて、地方公共団体が危機管理事項として責任を持って対処するため、体系的な法制度を緊急に整備すること。 (1) 医療従事者の懸念を払拭する災害救助法に準じた補償制度 (2) 人々の行動や学校・事業所の活動を最小制限できる権限 (3) 自動車運転免許に代表される免許・許可等の更新期限延期について、法律等改正の実施 など</p> <p>6 より多くの医療機関の協力を得るため、感染症病床以外の病床に対しても運営費支援を行うなど、新型インフルエンザの感染拡大に</p>	<p>○厚生労働省(全国) 21予算 144億円 22決定 116億円</p> <p>○消防庁(全国) 21予算 3百万円 22決定 7百万円</p> <p>1 具体的な動きなし。引き続き要望する。</p> <p>2 国産ワクチン生産能力強化 21年度2次補正(950億円) その他具体的な動きなし。引き続き要望する。</p> <p>3 具体的な動きなし。引き続き要望する。</p> <p>4 具体的な動きなし。引き続き要望する。</p> <p>5 具体的な動きなし。引き続き要望する。</p> <p>6 患者を受入れる医療体制に対する都道府県の施設の設備整備助成への補助等</p>

			<p>対応する医療体制の充実のための環境整備を行うこと。</p> <p>7 現在発生している新型インフルエンザ（A/H1N1）が今秋以降猛威をふるうことに備え、今回の対応で国及び地方公共団体等の現場で得られた経験を生かして、地方公共団体とも協議を行いながら検討を進め、よりの確な対策の構築を急ぐこと。</p>	<p>予算額 33.7億円</p> <p>7 具体的な動きなし 引き続き要望する。</p>
1 2	<p>道路整備費の確保と高速道路ネットワークの早期整備について （県土整備部） ・道路整備費の確保について</p>	<p>総務省 財務省 国土交通省</p>	<p>1 高速道路ネットワークについては、国が責任をもって早期に完成</p> <p>2 山陰道等の高規格幹線道路の整備に対する必要な道路整備費の確保と傾斜配分</p> <p>3 山陰道等の建設に係る地方負担の軽減と維持管理費の全額国負担</p> <p>4 当県の道路整備に要する道路整備費の確保と傾斜配分並びに地方財政に配慮した地域活力基盤創造交付金の見直し</p> <p>5 防災・震災対策等の維持管理・補修に必要な予算の確保</p>	<p>○道路整備（国費・全国） 21当初 : 26,866億円 22要求額 : 21,720億円 （対前年比 0.81） 22決定額 : 22,520億円 （対前年比 0.84）</p> <p>上記のうち ・直轄事業（国費・全国） 21当初 : 12,693億円 22要求額 : 11,137億円 （対前年比 0.88） 22決定額 : 11,394億円 （対前年比 0.90） ・補助事業（国費・全国） 21当初 : 3,719億円 22要求額 : 3,023億円 （対前年比 0.81） 22決定額 : 937億円 （対前年比 0.25） ・交付金（国費・全国） 21当初 : 9,400億円 22要求額 : 7,520億円 （対前年比 0.80） 22決定額 : 9,163億円 （対前年比 0.97）</p>
	<p>道路整備費の確保と高速道路ネットワークの早期整備について （県土整備部） ・高速道路ネットワークの早期整備について （姫路鳥取線、山陰道、岡山米子線など）</p>	<p>総務省 国土交通省 西日本 高速道路 （株）</p>	<p>1 「山陰道」の整備促進 供用年次の公表と平成20年代の全線供用</p> <p>2 「鳥取自動車道」の整備促進 岡山県側「大原～西栗倉間」の整備促進と供用年次の公表</p> <p>3 「米子自動車道」の整備促進 （1）「大山PAスマートIC」の早期整備 （2）「蒜山IC～米子IC」の4車線化の早期実現</p> <p>4 地域高規格道路の整備促進 （1）「国道9号駒馳山バイパス」と「国道183号鍵掛峠道路」の整備促進 （2）「鳥取豊岡宮津自動車道」、「北条湯原道路」、「江府三次道路」の整備促進 （3）隣県との一体整備によるネットワークの早期完成</p>	
1 3	<p>環日本海貨客船航路の安定的な運航及び利用拡大に資する支援体制の充実について （商工労働部）</p>	<p>財務省 法務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省</p>	<p>鳥取県は、地理的優位性や歴史的背景を活かしながら、北東アジア地域のゲートウェイ（玄関口）を目指し、新たな国際貨客船航路の誘致に取り組んできた。</p> <p>環日本海貨客船航路の安定的な運航及び利用拡大に資する次の事項について格別の配慮を求める。</p>	<p>1 国全体として、CIQ関係業務従事者は定員増となっており評価はできるが、配置状況についての詳細は不明（確認中）。今後、配置状況を確認し必要に応じて引き続き要望を行う。</p>

		国土交通 省外務省	<p>1 C I Q体制の充実、迅速な手続の確保</p> <p>2 境港の携帯品による畜産物の輸入港指定</p> <p>3 境港国際旅客ターミナルへの据置型出入国電算システムの早期導入</p> <p>4 販路拡大支援のため、ロシア極東地域における 貿易支援体制の充実（JETRO事務所の設置）</p> <p>5 国際間の車両相互乗り入れ等による物流環境の整備促進</p> <p>6 日本海側と対岸諸国との物流拡大に資する国内輸送費の低減に対する支援策の検討</p> <p>7 海外からの旅行者獲得に向け、環日本海クルーズ観光に対するビジット・ジャパン・キャンペーンでの重点的な取組の実施</p>	<p>【全国】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入国管理（法務省）147人増 ・税関（財務省）116人増及び検疫所（厚労省）22人増 ・植物防疫12人及び動物検疫（農水省）19人増 <p>2 動物検疫所岡山空港出張所を窓口、既に指定手続が完了済。年明け1月7日に省令が施行され、境港が携帯品による畜産物の輸入港に指定される予定。</p> <p>3 全体的な予算は確保された模様。ただ、個別事業の実施に係る箇所付けは今後検討されるため、引き続き情報収集に努める</p> <p>4 設置の動きなし。当面は、ウラジオストクに配置されているコレスポンデント（現地特派員）の有効活用を図ることで対応するとの方針。引き続き要望。 ※経産省予算「JETRO運営費」は総額228億円で、対前年比4.7億円の減。</p> <p>5 具体的な動きなし。引き続き要望。</p> <p>6 具体的な動きなし。引き続き要望。</p> <p>7 観光庁予算「ビジット・ジャパン」事業として、86億円が予算化。今後、地域ごとの事業に係る詳細を確認の上、必要に応じて引き続き要望を行う。</p>
1 4	過疎地域自立促進特別措置法の失効後における新たな過疎対策について (企画部)	総務省 財務省 内閣府	<p>1 新たな立法措置も含めた総合的過疎対策の実施</p> <p>県及び市町村が自由度の高い制度により過疎対策を行うことができるよう、新たな立法措置を含めた総合的な過疎過疎対策を講じること。</p> <p>なお、従来のハード事業に加え、過疎地域の生活を支えるための情報通信格差の是正を始め、生活交通、医療、生活の安全・安心を確</p>	<p>○「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案」を本国会へ提出（議員立法）することで、与野党間で合意。(1/18)</p> <p>【合意の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定地域については、現行の指定地域に加え、全国で新たに58市町村が追加指定される見込み。本県では、岩美町、三朝町、

			<p>保するソフト的な対策を講じること。</p> <p>2 実態に即した対象地域の設定 実際に過疎問題を抱えている地域においても総合的な過疎対策を講じることができるよう、実態に即した対象地域の設定を行うこと。</p> <p>3 地域の財政力に応じた財政支援制度 過疎市町村に将来負担の発生しにくい財政支援制度を講じること。</p> <p>4 企業誘致に対する支援制度 過疎地域やこれに準じる地域に立地する企業に対する税制面での優遇措置など思い切った国策を行うこと。</p>	<p>大山町、江府町が追加指定される見込み。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過疎対策事業債の対象となる施設に、認定こども園、図書館、自然エネルギーを利用するための施設が追加される。 ・地域医療の確保、交通手段の確保などソフト事業も幅広く過疎対策事業債の対象とする。 ・延長期間は6年。 <p>[関連する情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新たに、過疎地域等自立活性化推進交付金3.2億円を創設 (内容) 生活の安全・安心確保対策、産業振興、集落の維持・活性化対策等のソフト事業を幅広く支援するための交付金 (1事業当たり1,000万円) ○過疎地域における事業用設備等の特別償却の対象事業の拡充・延長及び事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置の継続
15	地上デジタル放送への移行に伴うアナログ時の放送エリア100パーセントカバーのための対策について (企画部)	総務省	<p>1 アナログ時の放送エリア100パーセントカバーのための中継局の整備</p> <p>2 難視聴エリアが発生し、新たに共聴施設等を設置する必要がある場合は、国策の実施に伴う国による補償として、全額国の負担で実施すること。</p> <p>3 地上デジタル放送への移行を機にCATV整備を行う市町村に対する「地域情報通信基盤整備推進交付金」の補助率を引き上げること。</p> <p>4 生活保護受給者等経済的弱者が地デジチューナー等を設置する場合は、住民負担が発生することのないよう国の責任と負担で対応し、地方自治体に財政的・人的負担を求めないこと。</p> <p>5 国が平成20年度「安心実現のための緊急総合対策」による補正予算で措置したデジタルテレビ中継局整備支援事業は、県内で放送されている民放の一部が受信できない地域の情報格差の是正に有効な制度であることから、引き続き実施すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○デジタル中継局の整備支援 21当初 16.9億円 所要額 43.4億円 決定額 不明 ・支援メニュー追加あり (21年度補正で措置あり) ○辺地共聴施設のデジタル化支援 21当初 52.1億円 所要額 60.4億円 決定額 不明 ・支援内容の拡充あり (21年度補正で措置あり) ○「新たな難視」対策 21当初 — 所要額 18.2億円 決定額 不明 ・22年度新規支援 ○経済的弱者へのチューナー無償給付支援 21当初 170.1億円 所要額 337.5億円 決定額 不明

				・21～23年度支援の 2年目
16	中山間地域の農業の維持発展に向けた取組について (農林水産部)	農林水産省	<p>中山間地域等直接支払制度は、5か年の制度設計であることから、平成22年度以降の制度継続が未定という非常に不安定な状態。また、県内の多くの集落営農組織は、必ずしも企業的な農業経営を行う法人化が望ましい訳ではない。農作業受委託や機械の共同利用など多様な集落営農が地域の水田農業を維持するシステムとして、支援が必要。</p> <p>1 中山間地域等直接支払制度の恒久化 平成22年度以降も当制度を継続するとともに、併せて制度の恒久化を図ること。</p> <p>2 多様な集落営農への支援 地域振興政策の観点から、中山間地域等直接支払制度の補完施策として、多様な集落営農の組織化や新たな機械施設の導入など営農活動を支援する対策を創設すること。</p>	<p>1 中山間地域等直接支払制度の恒久化について は、新政権のマニフェスト(政策集INDEX2009)にも明示されていることから、新政権の動きを注視したい。</p> <p>2 中山間地域等直接支払交付金(国費・全国) 21当初 234億円 決定額 265億円</p> <p>・直接支払制度は要望どおり計上され、高齢者等にも配慮した制度となる見通しであり、要望はしない。</p>
17	斐伊川水系中海の護岸整備及び水質保全対策の推進について (生活環境部、県土整備部)	国土交通省 環境省	<p>米子市及び境港市は、斐伊川水系大橋川改修事業に伴う中海の治水上の安全及び水質等環境面の保全に不安を抱いているところで、大橋川改修事業の前提として、国が事業主体となった中海の護岸整備の促進と国による水質や流動に対するモニタリングの実施を国に求める。</p> <p>また、中海に関しては、平成元年度から湖沼水質保全特別措置法(湖沼法)に基づく水質保全計画を策定し、各種の水質浄化対策を推進しているが、依然として環境基準が達成できていない状況にあり、早期に水質改善を図っていくためには、施策、技術の両面における国による強力な支援が是非とも必要。</p> <p>1 中海の護岸整備について (1) 護岸整備計画の明確化 米子市、境港市及び当県が理解できる護岸整備計画を明確にして、河川整備計画に盛り込み、国の責任において護岸整備を確実に実行すること (2) 内水対策の実施 護岸計画に関連した内水対策についても、国が積極的に対応</p>	<p>○治水事業(国費・全国)</p> <p>・21当初: 7,646億円 ・要求額: 7,611億円 (対前年比 1.00) ・決定額: 7,611億円 (対前年比 1.00)</p> <p>※決定額には、社会資本整備総合交付金を含む</p> <p>※直轄・補助の区分は不</p>

			<p>すること</p> <p>(3) 護岸整備の事業費の確保 短期整備箇所（渡漁港、崎津漁港、米子空港 南側）の護岸整備に必要な事業費の確保すること</p> <p>2 中海の水質保全対策の推進について</p> <p>(1) 水質保全対策の推進 湖沼法指定湖沼におけるヨシ原、浅場及び藻場の造成等による湖岸域の環境改善、くぼ地の埋め戻し等による湖底の貧酸素状態の改善など、具体的な水質保全対策の積極的な推進</p> <p>(2) 水質改善を図るための調査研究の推進 非特定汚染源負荷対策に関する調査研究や、赤潮などの発生メカニズムの解明、下水道事業等における高度処理技術の開発など、湖沼の水質改善を図るための調査研究の推進</p> <p>(3) 財政支援の拡充 湖沼水質保全計画に基づいて実施する事業についての財政支援の拡充</p>	<p>明。河川・砂防の区分も不明。</p> <p>(1) ○「湖沼水質保全施策枠組み再構築事業」（新規） 湖沼法の施策体系の見直しがり込まれたが、具体的な水質保全対策がないため、引き続き要望する。 (国費・全国) 要求額 17百万円 決定額 17百万円</p> <p>(2) ○「底層DO等を用いた水質環境評価事業」（新規） 新たな水質基準設定の検討がり込まれたが、水質改善のための調査研究がないため、引き続き要望する。 (国費・全国) 要求額 1.5億円 決定額 1億円</p> <p>(3) ○水質保全対策事業（農水省） 流出水対策地区での濁水防止対策への支援がり込まれたが、その他の事業についての財政支援について引き続き要望する。（※交付金化を進めており、現時点で金額は不明）</p>
18	<p>方面地区ウラン残土により製造したレンガ製品の県外搬出について (生活環境部)</p>	<p>文部科学省</p>	<p>鳥取県湯梨浜町方面地区のウラン残土については、平成18年5月31日に締結した、文部科学大臣、日本原子力研究開発機構理事長、鳥取県知事及び三朝町長の四者による協定書により、日本原子力研究開発機構が三朝町木地山地内に設置する残土処理施設（レンガ製造工場）で残土をレンガに加工し、平成23年6月30日までに鳥取県外に搬出することとなっているが、このレンガの安全性に問題はないとされているにもかかわらず、未だに活用する場所が決まらない状況にある。 については、四者協定に基づいて期</p>	<p>レンガは、当初目標の約半数の約52万個が一般や日本原子力研究開発機構向けに搬出されているが、残りの搬出先は未定。 3万個の受入れを表明していた岡山県鏡野町も岡山県の反対を受け、受入れが行われていない。 四者協定の期日までに県外搬出が行われるよう、引き続き要望する。</p>

			日までにレンガ製品の県外搬出が円滑に行われるよう日本原子力研究開発機構を指導するなど、国の責任において対応すること。	
19	地域雇用創造推進事業の柔軟な運用について (商工労働部)	厚生労働省	<p>1 鳥取市は独自に地域雇用創造計画を策定しているため、市内の求職者等は県事業の人材育成研修等の募集対象にできないが、鳥取市在住の求職者等も募集可能にするよう柔軟な運用</p> <p>2 前年度執行残を翌年度に繰越執行できるよう柔軟な運用すること。</p>	<p>1 鳥取市在住の求職者等を募集することは運用レベルで認められた。</p> <p>2 委託事業が年度毎に精算する制度となっているため、翌年度への繰越は不可能。</p>
20	職業訓練に係る国と地方の役割分担等について (商工労働部)	厚生労働省 総務省	<p>1 都道府県が一元的に実施できるよう職業訓練に係る国と地方の役割分担の見直しを行うこと。</p> <p>2 次の条件によりポリテクセンターを地方に移管すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移管に当たっては、必要な財源を国が恒久的に措置する制度を整備すること。 ・職業訓練の内容を国が制限することなく、県の産業振興施策や企業ニーズに応じて県が独自に設定できることにすること。 ・施設設備は無償譲渡すること。 ・現行法では認められていない県立職業能力開発校の地方独立行政法人化を可能にすること。 	<p>・現時点において、移管条件（施設設備の無償譲渡など移管に係る財源措置）の詳細は不明。</p>
21	中小・零細企業者の資金繰り円滑化対策の継続・強化について (商工労働部)	経済産業省	<p>中小・零細企業者の資金繰り円滑化に向け、国において昨年秋以降に措置された各種施策は、事業者、金融機関その他関係者から好感を受け、特に緊急保証制度（原材料価格高騰対応等緊急保証制度）は、当初の予想を上回る実績を挙げるなど、効果を上げているところだが、平成22年度以降も各種施策の継続が是非とも必要である。</p> <p>また、取引先事業者の倒産による中小企業の連鎖倒産等を防止するために設けられた中小企業倒産防止共済制度は、平均的な掛金月額の場合では、長期の納付期間を要するなど、資金需要期において適時に所要額への対応が困難なものと懸念される。</p> <p>1 「緊急保証制度」の期間の延長 昨年秋に平成22年3月31日を期限に創設された緊急保証制度（原材料価格高騰対応等緊急保証制度）の期間を延長すること。</p> <p>2 「緊急保証制度」に係る財務基</p>	<p>1 対象業種を例外業種を除く中小企業の全業種に拡充し、使い勝手を高めた「景気対応緊急保証」を創設（22年度末までの時限措置）</p>

			<p>盤強化 緊急保証制度について、各信用保証協会が積極的に保証承諾を行えるよう各信用保証協会の財務基盤強化など、財源面での環境整備を行うこと。</p> <p>3 中小企業倒産防止共済制度の拡充 連鎖倒産防止のためのセーフティネットとしてより機能するよう、掛金総額に対する貸付倍率の拡充すること。(例：10倍→30倍)</p>	<p>2 信用保証協会に対する無利息貸付を目的とした基金（700億円）を全国信用保証協会連合会に造成。12月4日までに22協会、312億円が貸付決定。（鳥取県協会も1.3億円（貸付期間5年）貸付決定済）</p> <p>3 見直しの動きなし。</p>
22	北朝鮮による核実験等について（防災局）	内閣官房 外務省 消防庁 防衛省	<p>この度行われた北朝鮮による核実験及び弾道ミサイルの発射は、国連安保理決議に違反し、核軍縮に向かう全世界の潮流に逆行して国際社会に真正面から敵対する暴挙。この行為は、世界唯一の被爆国であるわが国にとって決して容認することはできず、また、日本海を挟んで北朝鮮と相対する位置関係にあり、漁業など日本海を活動の場とする鳥取県にとっても、県民の安全・安心を脅かし、県民生活に大きな影響を与え、ひいては県民の生命に関わる重大な事態を招きかねない行為であり、極めて遺憾。</p> <p>また、拉致問題については、昨年6月の日朝実務者協議で合意された再調査が未だ着手されず、解決の道筋が不透明な中、北朝鮮のこのような強硬な姿勢には強い懸念を感じる。</p> <p>政府においては、北朝鮮にミサイル発射等を止めて国際ルールを遵守させるよう、関係国と連携して国連安保理決議の履行を徹底し、制裁措置を継続強化するなど、毅然とした対応をとり、国際社会の一員としての責任を果たすとともに、拉致被害者全員の一刻も早い帰国の実現に向け、政府一体となった取組を行うよう、強く要請。</p>	<p>拉致問題対策推進経費 ○内閣官房（全国） 21予算 5.7億円 22決定 12.0億円</p>
23	北朝鮮当局による拉致問題の早期解決について（総務部）	内閣官房 国家公安委員会 警察庁 外務省	<p>1 本人しか知り得ないかつての同僚に関する新情報が、松本京子さんの帰国につながるよう一層の取組を行うこと。</p> <p>2 松本京子さんを始めとするすべての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現するため、合意された再調査が直ちに実行されるよう、自国民を自ら救出するとの首相の強い</p>	<p>拉致問題対策推進経費 21予算 5.7億円 22決定 12.0億円</p> <p>○拉致問題に対する対応の協議、安否不明の拉致被害者に関する真相究明及び同問題への戦略的取組等総合的な対策に必要な経費を増</p>

			<p>リーダーシップの下、政府内で新しい交渉ルートの開拓も検討し、毅然とした主体的な取組を政府一体となって全力で行うこと。</p> <p>3 北朝鮮が誠実な行動を取らない場合には、追加の制裁も含めて適時適切な対応を行うこと。また、再調査着手に対する日本独自の経済制裁の解除は、再調査等の北朝鮮の行動の推移を見ながら慎重に判断すること。</p> <p>4 北朝鮮が拉致問題の解決に向けた具体的な行動をとるよう、米国及び大韓民国など6カ国協議参加国を始めとする国際社会と緊密に連携・協調すること。</p>	<p>額。</p> <p>○本県として、引き続き、問題の解決に向けて要望活動等を行う。</p>
24	警察の人的基盤の整備について (警察本部)	警察庁 総務省	<p>中国横断自動車道姫路・鳥取線の県内部分が平成22年3月までに開通となり、さらに平成20年代前半には全線の開通が見込まれるなど全国の高速度道路網との接続が間近に迫っていることから、高速度道路交通警察隊分駐隊を設置して高速度道路における交通の安全と円滑を確保するとともに、高速度道路を利用した犯罪に的確に対応して県内治安を維持するためには警察官の増員が必要。</p>	<p>要望を行った高速度道路の開通に伴う交通対策のための増員はなし。</p> <p>政令定員は全国で868人増 鳥取県では3名増 (1,190人 → 1,193人)</p>

平成22年度国の施策等に関する提案・要望項目一覧表

< 2 その他 >

番号	項目名	所管省庁	提案・要望内容	国予算への反映状況等
25	日本海側の防衛体制及び災害時救援能力の向上（ヘリコプターの配備、生物テロ等の対処能力の向上）について (防災局)	防衛省	日本海側の防衛体制の充実及び災害時の救援能力の向上による県民の安全確保のために、大型輸送ヘリコプターの配備及び生物テロ等に対する装備の充実	○大型ヘリコプター配備 継続して要望していく 「防衛計画の大綱」の見直しによるもの ○核・生物・化学兵器による攻撃への対処 21予算 854億円 決定額 658億円
26	国民保護訓練の共同実施について (防災局)	内閣官房 消防庁 厚生労働省	1 国及び地方公共団体が共同で行う国民保護態勢整備の推進 2 地方公共団体が行う国民保護態勢整備に対する国の支援	内閣官房（全国） 21予算 1.5億円 決定額 1.4億円
27	日本海西部海域における地形・活断層調査について (防災局)	内閣府 文部科学省	日本海西部海域の地形・活断層について、本年4月に策定された「新たな地震調査研究の推進について」に基づく沿岸海域の活断層調査の対象として位置付け、早急を実施すること	○活断層調査 21予算 6.6億円 要求額 6.2億円 決定額 5.9億円
28	災害復旧事業等に要する地方公共団体の財政負担の軽減について (防災局)	内閣府 総務省 財務省 国土交通省 農林水産省 文部科学省	一昨年8月に若桜町及び八頭町、9月には琴浦町で局所的な集中豪雨により甚大な被害が発生したが、公共土木施設等被害については、激甚災害の指定基準に該当せず、特別の財政援助などの措置が適用されなかった。 激甚災害の指定基準の要件緩和など、災害復旧事業等に要する地方公共団体の財政負担を軽減するため措置すること。	具体的な動きなし 引き続き要望する
29	消防力の整備に係る財政措置の拡充について (防災局)	総務省	県内市町村においては、基準財政需要額を上回る消防費を支出しているが、財源不足から消防団員数は整備指針を大きく下回り、大規模災害時の対応に不安を抱える状況。 常備消防及び非常備消防団の充実強化のための市町村への財政措置を充実すること。	具体的な動きなし 引き続き要望する
30	日本周辺海域における警備体制の強化と漁業の安全操業について (防災局)	海上保安庁	日本周辺海域における巡視船の配備等、警備体制の強化。	国費（全国） ○巡視船艇の整備 21予算 246億円 決定額 218億円

3 1	島根原子力発電所に係る防災対策の範囲の見直しについて (防災局)	内閣府 文部科学省 経済産業省	1 島根原子力発電所のE P Zの拡大 2 鳥取県を島根原子力発電所に係る関係隣接県として取り扱うこと。	具体的な動きなし 引き続き要望する
3 2	人権施策の推進について (総務部)	法務省	<p>当県は、平成8年に全国に先駆けて「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を制定し、平成21年4月からは、各種専門家の支援と関係機関の連携によってあらゆる人権相談の解決に総合的に取り組む「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」を全国で初めて条例で根拠付けて、人権尊重の社会づくりを一層進めている。</p> <p>しかしながら、同和問題・女性・子ども・高齢者・障害者等の不当な差別やその他インターネットを悪用した人権侵害の事案などが多く発生しており、上記の相談ネットワークを構築して問題の解決を促進するなど人権の擁護を図るための対策に取り組んでいるものの、捜査権や独立した救済機関の設置権限がないなど自治体の権能には限界がある。</p> <p>については、人権が侵害された場合における被害者の救済を迅速・円滑に行うため、地域の実態を十分把握し、地方自治体や関係各方面の意見を反映させた実効性のある救済制度を早急に確立すること。</p>	民主党マニフェストに「人権侵害救済機関の創設」が掲げられ、千葉景子法務大臣も就任会見で早急に取り組むことを表明したが、その後具体的な進展なし。 引き続き要望する。
3 3	地方における情報通信格差の是正について (企画部)	総務省	<p>1 地方公共団体が行う情報通信基盤整備への財源の確保と補助率の引き上げ。2010年度までのブロードバンドゼロ地域解消の目標達成のための抜本的施策の実施。</p> <p>2 携帯電話不感地区の解消のための財源の確保とユニバーサルサービス制度の創設など抜本的な不感地区対策の検討。</p>	○平成20年度及び21年度緊急経済対策により、措置済み。
3 4	総合的な鉄道の整備推進について (企画部)	国土交通省 総務省 財務省	<p>1 鉄道の安全対策を推進すること。</p> <p>2 鉄道施設のバリアフリー化を円滑に進めるための財政支援を拡充すること。</p> <p>3 在来線の電化・複線化、フリーゲージトレインの導入・助成等により高速幹線鉄道網の整備を推進すること。</p> <p>4 地方鉄道の維持存続のため、自治体と鉄道事業者の連携した取組に対する支援制度を拡充するこ</p>	<p>1 鉄道施設総合安全対策事業費</p> <p>21当初 11.8億円 要求額 11.2億円 決定額 9.2億円</p> <p>21年度補正で経済危機対策として増額</p> <p>21補正 5.6億円</p> <p>2 地域拠点駅のバリアフリー対策の推進</p> <p>21当初 55.5億円 要求額 46.6億円</p>

			と。特に、鉄道事業の上下分離等により地方自治体が負担する鉄道施設に係る維持管理経費への地方財政措置を創設すること。	<p>決定額 46.6億円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日あたり利用者数5千人以上の駅は、平成22年までに原則バリアフリー化 ・5千人未満の駅についても、交通、観光の拠点性が高く、地域の強い要望があり、地元の協力を得られる駅のバリアフリー化について支援を充実 <p>21年度補正で経済危機対策として増額 21補正 169.3億円</p> <p>3 整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金 21当初 34億円の内数 要求額 27億円の内数 決定額 27億円の内数</p> <p>4 鉄道軌道輸送高度化事業費補助金 21当初 22.2億円 要求額 22.2億円 内示額 20.1億円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体と鉄道事業者が連携して実施する「公有民営化」等の鉄道再構築にかかる地域の意欲的な取組に対して重点的に支援
35	地方バス路線等生活交通確保のための自治体負担に対する財源確保について (企画部)	国土交通省 総務省 財務省	<p>1 地方バス補助金については、過疎、中山間などの地域に対する補助要件の緩和や支援の充実を行うこと。</p> <p>2 地方バス補助金（車両購入費補助）において、近年事業者の要望に答えられない状況が生じているところであり、十分な予算を確保すること。</p> <p>3 地方バス路線の運行維持については、生活交通確保のために県及び市町村が自主的に行う方策に要する経費の特別交付税の対象を拡大すること。</p>	<p>1 及び 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方バス路線維持対策 21当初 75.5億円 要求額 73.9億円 内示額 68.1億円 <p>※車両購入費補助は廃止され、それに代わり、路線維持費補助の中で車両取得に係る減価償却費及び金融費用を補助する制度に見直しされる予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車齢の高い車両の代替を促進し、燃費を改善するための車両購入費補助の増額 <p>21年度補正で経済危機対策として、車両購入費補助金を増額 21補正 4.9億円</p> <p>3 具体的な動きなし。 引き続き要望する。</p>
36	鳥取・米子空港の利便性向上のための国内地方航空路	国土交通省	1 平成22年の羽田空港の再拡張に伴う新規発着枠を国内地方路線に十分に確保すること。	1 羽田空港再拡張に伴う新規発着枠については、第一段階(平成22年10月

	線の充実について (企画部)		<p>2 航空運賃の地域間格差が生じている状況に対して是正措置を講ずること。</p>	<p>の供用開始から半年後までの間)における1日37便分の航空会社への具体的な配分が決定し、地方路線の拡充に一定配慮された。この配分枠を活用して、鳥取・米子ー東京便の増便が図られるよう引き続き要望する。</p> <p>2 具体的な動きなし。引き続き要望する。</p>
37	中山間地域における投票機会の確保について (企画部)	総務省 財務省	<p>市町村合併を契機とする投票区の設置基準の見直し、あるいは人口減少による過疎化により投票所の統廃合を行う例が県内各地で散見され、投票環境の改善・補完する方策が必要であり、中山間地域住民の投票機会を確保するため、次のとおり制度改正を求める。</p> <p>1 交通の不便な中山間地域などに限り、同一投票区域内で投票できる施設を複数追加して設け、一定の時間においては当該施設でも投票できる制度とするため、公職選挙法において、投票区における投票所の設置及び開閉時刻について、その例外規定を設けること。</p> <p>2 投票事務従事者が当該投票区内において交通の不便な中山間地域を巡回し投票用紙を回収できる制度とするため、公職選挙法において規定されている投票の手続について、その例外規定を設けること。</p> <p>3 選挙の管理執行機関が、交通手段を持たない有権者を投票所まで移送する便宜供与を可能とする制度を設けること。</p> <p>4 郵便による不在者投票を交通の不便な地域の有権者も利用できるようにすること。</p> <p>5 上記の措置が国政選挙・地方選挙を通じて実現できるよう必要な財源措置を行うこと。</p>	<p>具体的動きなし。引き続き要望する。</p>
38	不採算地区病院の運営費に係る財政措置について (企画部)	総務省 厚生労働省	<p>岩美病院は、本県東部地区の地域医療の中核を担う病院であるとともに、兵庫県但馬地区からの入院患者や外来患者も多く受け入れる等、不採算地区の医療の確保に努めている。平成20年12月に総務省から公表された「公立病院に関する財政措置の改正要綱」によると、本年度よ</p>	<p>平成21年度から25年度まで特別交付税で経過的な財政措置が設定された。</p>

			<p>り岩美病院は不採算地区病院の対象から除外され、特別交付税の交付が受けられなくなる。</p> <p>急激な特別交付税の減少は、収益にならない部門からの撤退や医療等スタッフの確保が困難となるなど地域医療の崩壊を招くことが懸念される。</p> <p>については、特別交付税の急激な減少とならないよう、経過的な財政措置の設定を求める。</p>											
39	道州制の検討について (企画部)	総務省 内閣府	<p>1 道州制の検討に当たっては、中央政府の解体再編を前提とすること。</p> <p>2 道州制の影響などについて、国民に対して十分な説明を行い、道州制に対する国民的議論が行われるようにすること。</p> <p>また、国と地方が一体となった検討機関を設置するなど地方の意見を十分に踏まえた取組とすること。</p> <p>3 地域間競争が前提となる道州制など地方分権型社会において、自己判断・自己責任に基づく満足度が高く自立した地域経営を実現できるよう、国策として、立ち遅れた地方の高速道路ネットワーク等の社会資本整備を推進するなど、地域間格差の是正を図ること。</p>	<p>新政権の発足により、これまでの「道州制ビジョン懇談会」は廃止。</p> <p>新政権は、マニフェストで、当分の間、現行の都道府県の枠組を基本とすることとし、道州制を将来的な検討事項と位置づけ。</p> <p>なお、日本経団連の提案により、総務省との間で定期的に意見交換を行うタスクフォース（作業部会）が設置され、昨年12月に初会合が開催されている。</p>										
40	地方国立大学の持続的発展及び国立大学法人運営費交付金の措置について (企画部)	文部科学省 財務省	<p>運営費交付金の削減が第二期中期目標期間にも引き続き行われれば、教育の質を保つことは難しくなる。特に、地方国立大学では、地域における医師等の人材育成機能が低下するだけでなく、学問分野を問わず、基礎研究や萌芽的な研究の芽を潰すなど、これまで積み上げてきた地域の高等教育の拠点機能とその成果を地域に還元する機能を根底から崩壊させることとなり、地域社会、地域経済等に与える影響は甚大ではかり知れない。</p> <p>1 国立大学運営費交付金について、第二期中期目標期間から効率化係数による削減を行わないこと。</p> <p>2 今後の大学の在り方の検討に当たり、地域における人材育成、高度な学術研究、行政・民間企業等との連携による地域貢献など、地域において、極めて重要な機能、役割を有する地方の国立大学が持</p>	<p>○国立大学法人運営費交付金（全国）</p> <table border="1"> <tr> <td>21当初</td> <td>1兆1,695億円</td> </tr> <tr> <td>要求額</td> <td>1兆1,708億円</td> </tr> <tr> <td>決定額</td> <td>1兆1,585億円</td> </tr> </table> <p>*鳥大分</p> <table border="1"> <tr> <td>21当初</td> <td>111億円</td> </tr> <tr> <td>決定額</td> <td>(未定)</td> </tr> </table>	21当初	1兆1,695億円	要求額	1兆1,708億円	決定額	1兆1,585億円	21当初	111億円	決定額	(未定)
21当初	1兆1,695億円													
要求額	1兆1,708億円													
決定額	1兆1,585億円													
21当初	111億円													
決定額	(未定)													

			<p>続的に発展できるよう運営費交付金の増額を行うこと。</p>	
4 1	三徳山の世界遺産登録に向けての取組について (文化観光局)	文部科学省	<p>当県においては、地元三朝町とともに、引き続き、三徳山の学術的価値に係る調査研究を進めるとともに、後世にその価値・景観を伝えるべく、保存管理の取組にも一層力を入れていくこととしている。</p> <p>については、国においても、三徳山の世界遺産登録暫定リスト入りに向けた取組に対し支援すること。</p>	<p>具体的な動きなし。 引き続き要望する。</p>
4 2	医師の確保対策の推進について (福祉保健部)	厚生労働省 文部科学省	<p>近年、地域間、診療科間の医師の偏在などを背景とした医師不足が全国的な問題となっており、真に必要な医師数、維持すべき医療水準や体制について、国としての方針を提示するとともに、それを確保する制度設計、施策の実施を緊急に行うべきである。</p> <p>このたび、国は臨床研修医制度の見直しを行ったが、今回の見直しでは、都市部への偏在が解消される見込みは少ない内容となっている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 養成された医師が地域偏在・診療科偏在を起こさないよう地域が必要とする医療に従事する全国的な医師配置調整制度の早急な創設 2 卒業した大学の所在する都道府県又は地域ブロックの病院の中から研修病院を選択する制度とするなど、地域医療に携わる医師の確保が担保できる新医師臨床研修制度の抜本の見直し 3 緊急避難的な措置として、臨床研修修了後の一定期間内にへき地、中山間地などの医師不足地域（これらの地域の後方支援を行う地域の中核病院を含む。）における勤務を義務化する、地域や期間を限定して医師の新規の開業を制限するなど、地域の医療人材の確保を担保するシステムの構築 4 産科、小児科などの診療報酬を更に引き上げるなど、医師を特定診療科へ誘導する措置の実施 5 腎臓病患者の透析が円滑に行えるよう診療報酬の引上げを行うほか、不足している腎臓内科医等の透析を担当する医師の養成 	<ol style="list-style-type: none"> 1 具体的な動きなし。 引き続き要望する。 2 都道府県ごとの募集定員の上制限により都市集中を抑制する動きはあるものの、未だ地域医療に携わる医師確保が担保できる制度とは認められないため、引き続き要望する。 3 具体的な動きなし。 引き続き要望する。 4 診療報酬全体で0.19%引上げがなされる中で、産科、小児科等については今後充実が図られる見込み。 5 具体的な動きなし。 引き続き要望する。
4 3	看護師確保対策の推進について (福祉保健部)	厚生労働省	<p>安定的な看護師確保を図り良質で「安心・安全」な医療を提供するため、次のとおり求める。</p>	

			<ol style="list-style-type: none"> 1 看護師を安定的に養成確保し、定着させるため、看護師の生きがいと魅力ある職場環境づくりを総合的に図ること。特に、診療報酬の見直しを行い、各医療機関が夜勤回数制限や労働時間短縮など労働環境の改善、処遇の改善が行えるようにすること。 2 訪問看護事業等における看護師の確保を図るための、報酬の見直し、看護師の処遇改善 3 女性が大半を占める看護師が働きやすいように、院内保育所の施設整備・運営に対する助成制度を拡充 4 社会資源を有効に活用するための潜在看護師の状況把握及び再就業支援のための施策の充実 	<ol style="list-style-type: none"> 1 診療報酬全体で0.19%引上げがなされることとなったが具体的な動きなし。引き続き要望する。 2 診療報酬全体で0.19%引上げがなされることとなったが具体的な動きなし。引き続き要望する。 3 病院内保育所運営事業 決定額 2,059百万円 4 ・看護職員就業状況等実態調査（潜在看護職員実態調査） 決定額 87百万円 ・潜在看護職員復職研修事業 決定額 31百万円
4 4	介護現場における人材定着対策について (福祉保健部)	厚生労働省	<p>安定的に質の高い人材を確保し職場定着を図るためには、引き続き介護職員等の身分や処遇の改善策を講じる必要があるため、次のとおり求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の配置基準について、介護現場の実態にあったものに改善すること。 2 職員の能力や経験に応じた介護報酬を設定すること。 3 配置基準や介護報酬の設定に当たっては、介護保険料の引き上げにつながることはないよう国が十分な財源措置を講じること。 	<p>具体的な動きなし。 引き続き要望する。</p>
4 5	発達障害や地域の実情に応じた障害福祉サービスの提供と財源確保について (福祉保健部)	厚生労働省	<p>小規模作業所の新体系サービス事業への移行を促進するとともに、障害者の就労支援の充実を図る必要がある。また、地域生活支援事業国庫補助金が国庫所要見込額より不足する見込みであるため、次のとおり求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 発達障害の特性に応じた支援を行うための児童デイサービス、自立訓練などの障害福祉サービスの充実 2 小規模作業所から多機能型事業所へ移行しやすくするために、多機能型の各指定障害福祉サービス事業の利用定員を廃止 3 平成21年度に創設された施設 	<ol style="list-style-type: none"> 1 具体的な動きなし。 引き続き要望する。 2 平成21年7月から市町村が、特定基準該当障害福祉サービス事業所として認めた場合は、生活介護、自立訓練、就労継続支援B型の事業は利用定員を1名以上とすることができるようされたため、当面、様子を見ることとする。

			<p>外就労加算の金額を小規模な事業所でも対応できるように見直し</p> <p>4 地域生活支援事業に対して積極的に取り組めるように、地域生活支援事業国庫補助金の十分な財源確保</p>	<p>3 具体的な動きなし 引き続き要望する。</p> <p>4 平成21年度と同額(440億円) 引き続き要望する。</p>
4 6	障害児のサービス利用負担の見直しについて (福祉保健部)	厚生労働省	<p>障害児通園施設と保育所との利用負担について不均等が生じているため、次のとおり求める。</p> <p>1 2人目以降の児童の障害児通園施設利用料を軽減する制度の創設</p> <p>2 障害福祉サービスの負担上限額の算定において原則として、保護者の所得合計のみとする見直し</p>	<p>具体的な動きなし。 引き続き要望する。</p>
4 7	長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の見直しについて (福祉保健部)	厚生労働省	<p>医療保険制度の見直しがいろいろ行われているこの機会に、将来にわたる安定的な医療保険制度の運営を確保するため、国の責任において医療保険制度全体として、医療保険の一元化も含めた抜本的な見直しの議論を行うことも必要であるため、次のとおり求める。</p> <p>1 長寿医療制度の保険料負担や国と地方の財政負担のあり方などの見直しを行い、安定的な制度とすること。</p> <p>2 将来にわたる安定的な医療保険制度の運営を確保するため、国の責任において、全ての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的道筋を明らかにすること。</p> <p>3 制度の見直しを行うに当たっては、地方の代表を参加させるなど十分協議を行い、地方の意見を十分に聞いた上で、地方に負担を転嫁することのないようにするとともに、円滑な制度運営が図られるよう適時、適切な情報提供を行うこと。</p>	<p>国の高齢者医療制度改革会議(第1回会議・平成21年11月30日)において検討が始まったところ。</p> <p>国は平成22年8月までに制度改革大綱を取りまとめ、平成23年1月の通常国会に法案提出を目指している。</p> <p>高齢者医療制度改革会議の委員に愛知県知事が知事会の代表として参加。</p>
4 8	地方の実情に応じた子育て支援体制の充実について (福祉保健部)	厚生労働省	<p>1 放課後児童クラブの補助要件となる開設日数を年間240日以上に緩和すること。</p> <p>2 地域子育て支援センターについて、平成22年度以降も職員1名でも補助対象とすること。</p>	<p>1 年間開設日数が250日未満のクラブについては、実態として250日開設する必要のないクラブについて継続して補助を行う。</p> <p>2 職員2名体制へ順次移行することを条件とし、職員を1名配置し事業実施する場合、平成22年度においては延長して経過措置とする。</p>

			3 一時預かり事業について、平成22年度以降も、年間延べ利用児童数300人未満でも補助対象とするとともに、補助基準額を増額すること。	3 現段階不明。（「保育対策等促進事業」から県費負担を伴わない「次世代育成支援対策交付金」へ移行。）
49	要介護認定制度の見直しについて (福祉保健部)	厚生労働省	平成21年4月に改正された要介護認定制度は、本人の意向により更新前の要介護度とすることができる経過措置が設けられ、現場の混乱を招いている。 については、現在行われている要介護認定制度の見直し、検証においては、十分に実施状況を把握し、必要に応じて速やかに改善検討を行うとともに、現場の意見を聞いた上で改正を行うこと。	平成21年10月1日改正済み。
50	療養病床の再編に係る円滑な移行措置について (福祉保健部)	厚生労働省	1 療養病床の再編成に関し、医療ニーズを有する患者に対する必要な医療が途切れないための円滑な移行措置への支援 2 医療療養病床から老人保健施設等への転換に伴う介護保険費用の増加に伴う被保険者や地方公共団体の負担が過大にならないための十分な財源措置	具体的な動きなし。 引き続き要望する。
51	児童養護施設等を利用している子どもたちの処遇向上と職員配置基準の改善等について (福祉保健部)	厚生労働省	1 被虐待児童10名に職員1名を配置するなどの児童養護施設等の職員配置基準の見直しと必要な財源措置の実施 2 児童自立援助ホームの運営措置費を、施設運営に必要な最低限の職員数が確保できるよう、年間延べ入所児童数を積算根拠とする等、見直すこと 3 児童虐待を行った保護者支援、親子再統合を図るための人的、質的な体制整備を推進するための財源措置の充実。	1 児童養護施設等における小規模グループケアの推進（1施設2か所→3か所）、児童養護施設における看護師の配置拡充、乳児院における被虐待児個別対応職員の配置拡充 2 具体的な動きなし。 引き続き要望する。 3 乳児院における家庭支援専門相談員の配置拡充
52	安心こども基金の補助率の引き上げと設置期間の延長等について (福祉保健部)	厚生労働省	1 保育所緊急整備事業等については、潜在的な待機児童があることや、耐震化への緊急的対応の必要性等を勘案し、待機児童の有無にかかわらず国の補助率の一律嵩上げ 2 認定こども園整備事業について、幼稚園型または保育所型であっても補助の対象とするなど、補助要件の緩和 3 基金の設置期間について、民間の施設整備には相当な期間が必要であることから、基金の設置期間を延長	具体的な動きなし。 引き続き要望する。

			4 基金の設置が、新待機児童ゼロ作戦の重点的な取組のための緊急措置であることに鑑み、地方公共団体に生じる負担に対して、必要な財源措置を確実に実施	
5 3	妊婦健康診査助成事業に対する支援について (福祉保健部)	厚生労働省	1 妊婦健康診査に係る地方公共団体に生じる負担に対する確実な財源措置の実施 2 妊婦健康診査臨時特例交付金事業終了後も地方公共団体が14回の公費負担を継続するために必要な財源措置 3 妊婦健康診査臨時特例交付金事業終了後の制度設計に当たっての地方公共団体からの意見の聴取、情報提供の速やかな実施	具体的な動きなし。 引き続き要望する。
5 4	難病患者等支援対策の充実について (福祉保健部)	厚生労働省	1 難治性特定疾患克服研究事業の対象疾病のうち、原発性高脂血症など小児慢性特定疾患治療研究事業の対象でありながら特定疾患治療研究事業の対象となっていない疾患を特定疾患治療研究事業の対象とすること。 2 難病指定疾患の拡大。特に、日光暴露により症状が悪化し、日常生活が大きく制限されるポルフィリン症の対象疾患への早期追加。	1 原発性高脂血症の一部疾患については、21年10月に対象に追加された。 2 具体的な動きなし。 引き続き要望する。
5 5	肝炎対策のための法案の早期成立について (福祉保健部)	厚生労働省	肝炎の予防や早期発見、治療の充実や研究の促進等肝炎対策を総合的に推進するための法案の早期成立を求める。	基本法が成立、平成22年1月1日施行。 ※患者自己負担の軽減等に伴い、新たな県負担が生じることとなる。
5 6	ドメスティックバイオレンス(DV)対策に係る制度の充実について (福祉保健部)	内閣府 厚生労働省	1 DV被害者の自立支援策が、自治体によって大きな差異が生じないような施策の推進と助成の充実を図ること。 2 DVの未然防止及び再発防止のため、加害者更生に向けたプログラムを国レベルで早急に作成すること。	具体的な動きなし。 引き続き要望する。
5 7	保育所における保育士配置基準の改善及び財源措置の充実について (福祉保健部)	厚生労働省	保育所における保育士の配置基準の改善及び地域の実態にあった適切な職員配置が可能となるよう必要な財源措置の充実を図ること。	具体的な動きなし。 引き続き要望する。
5 8	子育て家庭への経済的支援について (福祉保健部)	厚生労働省	1 保育所の保育料について、国庫負担基準における保護者負担割合の引下げ等の実施。 特に多子世帯の保育料について、同時入所の有無にかかわらず軽減を図ること。	1 具体的な動きなし。 引き続き要望する。 (なお、行政刷新会議における事業仕分けの評価結果を踏まえ、保育料の徴収基準額について現行

			<p>2 子どもの医療費について、自己負担割合の引下げ等の実施。</p> <p>3 所得税の税額控除制度の新設など、子育て家庭に対する支援税制の実施。</p>	<p>の第7階層より上の高額所得者層（第8階層）が創設。）</p> <p>2 具体的な動きなし。引き続き要望する。</p> <p>3 子ども手当の創設に伴い扶養控除の廃止・縮小。</p>
59	不妊治療支援対策の充実について (福祉保健部)	厚生労働省	<p>1 不妊患者を対象とした不妊治療の保険診療適用の拡大</p> <p>2 特定不妊治療費の助成額の増額</p> <p>3 特定不妊治療費助成事業における所得制限の緩和</p>	<p>1 具体的な動きなし。引き続き要望する。</p> <p>2 助成額が治療1回につき10万円から15万円に拡充（21年度9月補正予算）。</p> <p>3 具体的な動きなし。引き続き要望する。</p>
60	がん対策の推進について (福祉保健部)	厚生労働省	<p>がん医療については、放射線療法や化学療法の推進、医療従事者の育成が必要であり、人材育成や治療環境整備に取り組んでいるところ。</p> <p>また、一方で、患者と家族が質の高い療養生活を送るためには、治療の初期段階からの緩和ケアの充実も必要。</p> <p>そのためには、医療機関が先進的技術を修得する研修へ医師を派遣しやすい環境を整え、また、適切な緩和ケアの提供のために医師の緩和ケア研修受講を促進する必要があることから、次のとおり求める。</p> <p>1 地方医療機関の医師等が受講しやすい研修とするため、派遣経費が補助事業の対象となる研修種類の増加など、研修を受講しやすい体制を整備すること。</p> <p>2 緩和ケア研修会を受講する医師を増加させるため、研修会を受講した医師による緩和ケアに係る診療に対し、優遇措置を講じるなど具体的な評価を検討すること。</p> <p>3 県民全てを対象としたがん検診の実施状況等を評価するため、医療保険者など職域からの報告を制度化し、現状を把握するための体制を整備すること。</p>	<p>1 詳細不明</p> <p>2 具体的な動きなし。引き続き要望する。</p> <p>3 具体的な動きなし。引き続き要望する。</p>
61	日本脳炎ワクチンの安定供給について (福祉保健部)	厚生労働省	<p>1 すべての接種希望者が安心して接種可能となるよう、安全なワクチンを安定供給できる体制を早期に整備すること。</p> <p>2 積極的勧奨の差し控えにより接種を見合わせたために、定期接種期間を超過した者で接種を希望す</p>	<p>1 具体的な動きなし。引き続き要望する。</p> <p>2 具体的な動きなし。引き続き要望する。</p>

			る者を、定期と同様、無料接種を可能とする経過措置を実施すること。	
6 2	特定健診・特定保健指導における精度管理について (福祉保健部)	厚生労働省	1 県が適切な精度管理を行うために必要な特定健診の詳細なデータを各医療保険者が県へ報告することを制度化すること。 2 県が精度管理を行うために必要とするシステム開発等に係る経費への財政支援を行うこと。	1 具体的な動きなし。 引き続き要望する。 2 具体的な動きなし。 引き続き要望する。
6 3	生活保護の級地制度及び被保護者の自動車運転免許取得について (福祉保健部)	厚生労働省	当県の生活保護の級地については、市町村単位で、最大較差22.5%とし、4.5%等差に6区分化されているが、現在、地域差は縮小している傾向が見られ、また、市町村合併により、例えば3級地の2であった旧町村部が、2級地の1となるなどの不均衡が生じている。また、被保護者の運転免許取得に係る経費については、就職が確実に見込まれており、免許の取得が雇用の条件となっている場合にのみ支給できるとされているが、当県のように都市部と違い交通事情が悪く、車に頼っている地域においては、運転免許を取得することは、就労を促進するとともに、その世帯の自立を助長する有効な手段と考える。 1 市町村間の均衡に配慮した適切な級地区分の見直し 2 福祉事務所が、被保護者の勤労意欲が強く運転免許取得が就職への可能性を高めると認めた場合における、免許取得経費の支給要件の緩和	具体的な動きなし。 引き続き要望する。
6 4	生活福祉資金貸付事業「要保護世帯向け長期生活支援資金」について (福祉保健部)	厚生労働省	1 不動産に係る債権管理及び処分を行う全国的な機関を整備すること。 2 貸付元利金が回収できない場合の、国による原資補てんを行うこと。	具体的な動きなし。 引き続き要望する。
6 5	民生委員・児童委員及び主任児童委員の報酬について (福祉保健部)	厚生労働省	児童虐待や認知症高齢者の相談事例など、困難かつ多岐に渡る案件が増える一方で、活動を支える報酬の基礎となる交付税単価は年々下がっている。 については、民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動の重要性に鑑み、報酬に係る交付税単価の水準を引き上げること。	具体的な動きなし。 引き続き要望する。
6 6	主任児童委員の	厚生労働省	今後ますます主任児童委員の活動	具体的な動きなし。

	配置基準の改善及び財源措置の充実について (福祉保健部)	省	は重要なものとなってくることが予想されるが、現状は、市町村合併による定数の削減により、合併前に比べ一人当たりの担当区域が広範となり、きめ細やかな対応が困難な状況が生じているため次のとおり求める。 1 主任児童委員の配置基準の改善 2 地域の実態にあった適切な配置が可能となるよう必要な財源措置の充実	引き続き要望する。
67	特別医療費の助成に伴う国民健康保険療養給付費等負担金の減額措置の見直しについて (福祉保健部)	厚生労働省	市町村の特別医療費助成による国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を見直すこと。	具体的な動きなし。 引き続き要望する。
68	医業類似行為の明確化について (福祉保健部)	厚生労働省	1 医業類似行為の範囲を明確化するとともに、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師でなければ業として行えない範囲を明確にすること。 2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法に規定する柔道整復師以外の者が業として行う医業類似行為によって生ずる被害から国民の安全を守るために必要な広告規制等の対応の実施。	具体的な動きなし。 引き続き要望する。
69	国による准看護師制度の一元管理について (福祉保健部)	厚生労働省	准看護師制度は、同じ法律に基づく資格である保健師、助産師及び看護師の制度と同様に全国統一的に運用し、国民の生命と安心・安全な医療提供が担保されるよう、保健師助産師看護師法を改正して国において一元管理を行うこと。	具体的な動きなし。 引き続き要望する。
70	社会保障制度における「世帯」の在り方について (福祉保健部)	厚生労働省	世帯単位で負担能力を判断する仕組みを取り入れている介護保険制度や医療保険制度などの社会保障制度について、形式的な「世帯分離」による負担軽減といった問題が生じないように、本人又は本人と配偶者の負担能力により判断する仕組みへ見直しすること。	具体的な動きなし。 引き続き要望する。
71	黄砂問題に対する取組みの推進について (生活環境部)	環境省 外務省	1 黄砂に関する調査・研究の推進。 2 発生地での砂漠化、乾燥化を防止するための対策・事業の推進。 3 東アジア諸国との連携の推進。	黄砂対策推進費 21当初 35.6百万円 要求額 35.6百万円 決定額 35.5百万円

				<p>黄砂等大気汚染物質の健康影響に関する基礎調査</p> <p>21当初 3.2百万円 要求額 8.0百万円 決定額 6.3百万円</p> <p>発生地 of 砂漠化、乾燥化を防止するための対策・事業の推進については、関係各国との調整が難航し、施策における具体的な進展なし。</p>
72	循環型社会形成推進交付金制度の拡充について (生活環境部)	環境省	<p>廃棄物処理施設整備計画に位置づけられた既存の施設・設備の長寿化に係る整備についても交付金の対象とするよう支援の拡充を行うこと。</p>	<p>一般廃棄物処理施設の基幹的設備の改良についても交付金対象事業に追加された。</p> <p>21当初：533億円 要求額：477億円 決定額：468億円</p>
73	消費者行政活性化への財政的支援の継続について (生活環境部)	内閣府	<p>1 平成24年度以降においても地方消費者行政の充実・強化のための財源手当の継続的配慮。</p> <p>2 地方の実情を踏まえ、自主性を尊重した基金活用の条件緩和。</p>	<p>具体的な動きなし。 引き続き要望する。</p>
74	新エネルギーの導入促進について (生活環境部)	経済産業省 環境省 農林水産省	<p>1 RPS法による電気事業者の新エネルギーの導入目標の引き上げ。</p> <p>2 グリーン電力証書を温室効果ガス排出削減量として認証する制度の創設。</p> <p>3 木質バイオマス利用、小水力発電などの普及が進んでいない新エネルギー導入促進のための総合的な対策の推進。</p>	<p>再生可能エネルギーの全量買取に向けた検討が行われるようであるが、現時点では、それ以外の具体的な動きなし。 引き続き要望する。</p>
75	食品に関する表示の関係法令等の一元化について (生活環境部)	内閣府	<p>1 早期に関係法令及び組織の一元化を行うこと。</p> <p>2 事業者に対する指導を自治体が一元的に行えるよう、権限を移譲すること。</p>	<p>平成21年9月にJAS法における県域業者に対する命令の権限が自治体に移譲されたが、要望事項について法令等の具体的な見直しの動きはない。 引き続き要望する。</p>
76	生活排水処理事業における国の窓口の一本化、維持管理費に対する財源の確保及び統廃合時の補助金返還免除について (生活環境部)	総務省 環境省 農林水産省 国土交通省	<p>1 4省庁に分散している生活排水事業について国の窓口を一本化。</p> <p>2 生活排水処理に係る住民負担軽減のための財政支援の充実。</p> <p>3 生活排水処理施設の統廃合時における補助金返還の免除。</p>	<p>具体的な動きなし。 引き続き要望する。</p>
77	小規模木造住宅等に係る構造関係規	国土交通省	<p>「小規模木造住宅等に係る構造関係規定の審査省略特例の見直し」の</p>	<p>具体的な動きなし。 引き続き要望する。</p>

	定の審査省略特例の見直しに関する対策について (生活環境部)		実施にあたっては、設計及び審査の現場が混乱しないよう、十分な周知を図るとともに、市場の混乱、地方経済への悪影響が生じないように、格別の配慮をすること。	
78	住宅の耐震改修補助制度の拡充について (生活環境部)	国土交通省	耐震改修に係る補助率の引き上げ。	密集市街地で防火研修を併せて行う耐震改修制度は一部拡充されたが、補助率については変更がないため引き続き要望する。
79	地域住宅交付金の提案事業費枠の拡大について (生活環境部)	国土交通省	地域の独自性を生かすことが可能な交付金制度への見直し	地域住宅交付金(国費:全国) 21当初:1,940億円 要求額:1,840億円 決定額:1,999億円 交付金制度は社会資本整備総合交付金(仮称)に見直されたが、詳細は不明。 内容を確認のうえ、必要があれば引き続き要望する。
80	国立公園等の公園施設整備について (生活環境部)	環境省	1 国立公園に関する公園事業は国が執行するという自然公園法の規定を踏まえ、国立公園内の施設整備について、改修を含めた国直轄事業としての更に幅広い実施。 特に、国直轄事業の要件に該当している山陰海岸国立公園近畿自然歩道線道路(歩道)事業の城原網代線(鴨ヶ磯区間)に係る安全対策の早期実施。 2 国直轄整備の対象外となる国立公園内の施設整備について、改修を含め、自然環境整備交付金制度の対象とするなど、整備を行う地方公共団体に対する必要な財政措置。 3 自然環境整備交付金の計画期間内の事業費の下限を引き下げるなど、地方公共団体が活用しやすい制度への改善。 4 国庫補助事業により県が整備した公園施設のうち、国の直轄整備対象となるものについて、国の管理への移行。	自然公園等事業費(公共)(国費:全国) 21当初:110億円 要求額:107億円 決定額:107億円 国立公園行政に係る権限・予算の地方への委譲については、具体的な動きなし。 引き続き要望する。
81	地域間格差是正のための企業立地の促進等について (商工労働部)	経済産業省	1 国内産業の地方分散を促すための制度づくり 工場立地に関する法制度の再整理(工場等制限法や工業再配置法の復活、工場立地法での地域間格差導入等)や法人税制の活用(雇	1 現下の経済状況に対応するため、中小企業等に対する投資促進税制が2年間延長されたものの、全国一律の動きであり要望内容は満たされていない

			<p>用情勢が悪い地域への企業立地に対する特例税率の設置等)、財政支援措置の導入(財政力が弱い自治体が独自に実施する企業立地に対する優遇助成制度等)等、国土の均衡ある発展に向けた、国策として国内産業の地方分散を促す施策の実施</p> <p>2 企業立地促進法における地域間格差を考慮した制度運用等 市町村の固定資産税の減免に対する交付税措置(市町村ごとの財政力指数を勘案し運用)について、計画区域内にあっても交付税措置が受けられない市町村もあるため、計画地域全体の状況を勘案した制度運営がなされるよう制度の変更</p> <p>3 農村地域工業等導入促進法における優遇措置の延長 農村地域工業等導入法における優遇措置(地方税の減免に対する交付税措置)の平成22年以降の延長</p>	<p>いため、引きつづき要望する。</p> <p>2 具体的な動きなし。引き続き要望する。</p> <p>3 具体的な動きなし。 (当該措置は平成21年12月31日で終了)</p>
82	地域活性化を促進する植物工場の活用による新たな市場の創出への支援について (商工労働部)	農林水産省 経済産業省	<p>農商工連携のシンボルともいえる植物工場は、用地や水等のインフラに恵まれた地域に立地潜在性が大きいと考えられる。地域がその特性と強みを活かした独自の立地戦略を可能とし、事業者が植物工場を展開しやすい環境整備を促進するため、以下の支援を求める。</p> <p>1 地域の新産業創出を促進する植物工場の普及・拡大 アグリ・ヘルス産業や環境産業の創出に資する、医薬品、機能性食品の原料や環境修復に用いられるきのこ類等の園芸作物の植物工場の普及・拡大への支援</p> <p>2 「とっとりグリーンフロンティア(仮称)」への支援 鳥取大学を中心として展開を検討している「とっとりグリーンフロンティア(仮称)」事業(機能性食品の製造や環境修復等に資する植物工場の普及・拡大に向けた取組)を、先進的植物工場施設整備補助金の交付対象として採択すること</p>	<p>1 について ・経済産業省より「植物機能を活用した高度ものづくり基盤技術開発」(新規10.4億円)が計上。 (※きのこ類等の園芸作物も対象となる。事業詳細は確認中。)</p> <p>2 不採択。 (中国地域では島根大学が採択)</p>
83	家畜飼料の国内自給率向上及び収益性の低下し	農林水産省	<p>配合飼料価格の高止まりと畜産物価格の低迷により、食料生産を担う畜産農家の収益性が低下。また、規</p>	<p>1 自給飼料生産のための機械導入等への支援 ・(新)農畜産業機械等リ-</p>

<p>た畜産農家への支援策の強化について (農林水産部)</p>		<p>模拡大希望農家が共同利用要件に合致せず制度の利用が困難。このような状況下、自給飼料の生産拡大及び畜産経営の安定は、食料の安全保障など国民生活に重要な課題であることから格別の支援が必要。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自給飼料増産に対する事業の予算確保。 2 水田を活用した自給飼料生産の推進のための予算確保。 3 認定農業者を対象とした農業近代化資金、農業経営基盤強化資金(スーパーL)の無利息制度を継続するとともに既存借入金を借換えてできる無利息の制度資金を創設すること。 4 共同利用になじまない畜舎、堆肥舎等の施設を設置する畜産農家に対し、支援できる事業を創設すること。 	<p>ス支援事業 (国費・全国) 21当初 0億円 決定額 27億円の内数 ※H21に実施された畜産経営生産性向上支援リース事業が(独)農畜産業振興機構が実施する他のリース事業との統合が検討されており、詳細情報は3月の見込み。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 水田を活用した稲醜酢粗飼料生産などの取組み支援 ・(新)水田利活用自給力向上事業 (国費・全国) 21当初 0億円 決定額 2,163億円 ・(新)耕畜連携粗飼料増産対策事業。 (国費・全国) 21当初 0億円 決定額 16億円 3 無利息制度資金による経営支援 ・スーパーL資金、農業近代化資金 (新)当初5年無利息 (国費・全国) 21当初 0億円 決定額 1,500億円 (H22の融資枠) ・畜産経営維持緊急支援資金 ※H21の1次補正から実施 (国費・全国) H21、22融資枠500億円措置済み 4 個別農家の施設整備等に対する支援 具体的動きなし。 引き続き要望する。
<p>8 4 学校給食における日本型食生活の推進について (農林水産部)</p>	<p>文部科学省農林水産省</p>	<p>我が国の食料自給率の向上に向け、米を中心とした日本型食生活の定着・促進に向けた早急な取組が重要。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校給食における米飯回数が増加及び日本型食生活を定着させるための献立開発や学校給食への食材供給を支援すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 具体的な動きなし。 引き続き要望する。 2 具体的な動きなし。 引き続き要望する。 3 ○水田・畑への米粉・飼料用米、麦、大豆等作付支援 ・(新)水田利活用自給力向

			<p>2 米粉パンの学校給食への普及を図るために、小麦粉パンとの差額助成を行うなど、支援を充実・強化すること。</p> <p>3 地元食材の利用促進を図るための加工機器整備等を支援すること。</p>	<p>上事業 (国費・全国) 21当初 0億円 決定額 2,167億円 ・戦略作物の生産を行う販売農家に対し、主食用米並の所得を確保し得る水準を直接支払により交付 (米粉用等→8万円/10a)</p>
85	加工食品及び外食における原産地表示の推進について (農林水産部)	農林水産省	<p>1 大豆を原料とする加工食品である豆腐、納豆、豆乳、醤油、味噌等の原料原産地表示を義務化。</p> <p>2 外食の原産地表示ガイドラインに沿った原産地表示の取組を推進。</p>	<p>具体的な動きなし。 引き続き要望する。</p>
86	農林水産物貿易ルールの確立について (農林水産部)	農林水産省	<p>1 WTO農業交渉においては、「多様な農業の共存」を理念とし、国内農業生産、地域経済の維持等に不可欠な米、乳製品などの基幹品目を守るため、十分な数の重要品目を確保するなど、持続的な農業が可能となるよう交渉すること。</p> <p>2 経済連携協定(EPA)、自由貿易協定(FTA)交渉については、我が国の国益にかなう交渉相手国を選定し、交渉すること。 特に、日豪EPA交渉においては、牛肉、乳製品等の重要品目が対象外となるよう、我が国の国益に充分留意して交渉すること。</p>	<p>1 H21.11月末のWTO定例閣僚会議において、赤松大臣は「多様な農業の共存」を基本理念とし、各国のセンシティブティに配慮した貿易ルールづくりが必要と主張。</p> <p>2 これまでの日豪EPA交渉(10回)で日本側は関税や国境措置が不可欠であることを説明し、撤廃には応じられない旨主張。 ○交渉の動向に応じて引き続き要望する。</p>
87	米政策の見直しについて (農林水産部)	農林水産省	<p>1 過剰作付を行った県においては、過剰作付生産量の相当分を翌年産の需要量から控除する等、生産調整の実施状況に応じた算定方法に見直すこと。</p> <p>2 都道府県への産地確立交付金の交付額を、生産調整の実施状況を踏まえた算定方法に見直すこと。</p>	<p>1 平成22年産米における都道府県別生産数量目標について、国は、生産達成県と目標未達成県の不公平感を是正するため、以下の調整を実施。 ①平成21年産米の目標達成県については、当該県の生産数量目標の減少率が全国の生産数量目標の減少率99.8%を下回らないこと。 <鳥取県生産数量目標> 72,360t(減少率99.8%) ②①により調整した数量については、平成21年産米の目標未達成県のうち生産数量目標が増加する県から控除する。</p> <p>2 (新)水田利活用自給力向上事業(国費・全国) 21当初 0億円</p>

				決定額 2,167億円
88	魚介類における農薬残留基準の早急な設定について (農林水産部)	厚生労働省 農林水産省	1 一律基準の対象となっている農薬に対して個別に評価を行い、それぞれに適性な基準を設けること。 2 特に、使用頻度が高い以下の農薬について、魚介類における基準値の設定を早急に進められること。 (ダイアジノン、クロルピリホス、クレソキシムメチル、MEP、トリシクラゾール、シメトリン)	具体的な動きなし。 引き続き要望する。
89	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業における「らっきょう」の対象市場群の追加設定について (農林水産部)	農林水産省	1 らっきょう(未調製のもの)については、四国ブロックを、らっきょう(調製したもの)については、九州ブロックを早期に設定すること。 2 出荷市場の変化に対応したブロックの見直しについて、柔軟に対応すること。	21年7月に国より、対象ブロックの追加については、卸売市場取扱量が相対的に多いことを条件に設定する旨の回答があり、要望はしない。
90	畜舎の臭気対策施設整備への支援について (農林水産部)	農林水産省	住宅と畜舎の混在化が進む中で、特に大規模化が進んでいる養鶏農場は臭気対策が不可欠となっていることから、臭気対策にかかる施設整備に対して助成すること。	具体的な動きなし。 引き続き要望する。
91	公共育成牧場、食肉センター等、公共性の高い畜産施設の修繕整備に係る支援について (農林水産部)	農林水産省	公共育成牧場及び食肉センターは、畜産振興の拠点施設として地域に定着しているが、周辺住民の環境保全に対する要求、消費者の食肉衛生管理に対する要求が高まっており、施設の機能向上及び改修が必要となっていることから、新たな支援制度の創設が必要。 ・家畜糞尿の処理施設の増設、修繕 ・衛生管理施設の追加整備、修繕など	○公共育成牧場関係 ・都道府県営草地整備事業(県配分予定額) 21当初 0百万円 決定額 7百万円 ※事業進捗調整を検討 ○食肉センター関係 景気悪化の影響で食肉消費量が減退している状況で、今後の食肉流通停滞への不安感から、食肉センターにおいては社会情勢を見極めながら当面の投資を控え、現状施設で対応する意向のため要望を取りやめる。
92	弓浜半島地域の実効ある農業用水確保対策について (農林水産部)	農林水産省	国が行っている中海淡水化に替わる代替水源は、地元農家にとって今まで経験したことのない仕組みであり、巨大な施設でもあることから、機能が計画どおり発揮され、維持管理にも問題ないことが確認されない限り、地元農家の不安は払拭されない。 代替水源に係る地元農家の不安が払拭されるまで、国が責任を持って対応すること。	○国営中海土地改良事業(事業費) 21当初 36億円 決定額 39億円 ○国営造成土地改良施設整備事業(弓浜半島地区)(事業費) 21当初 5億円 決定額 1.4億円
93	国営造成水利施設の維持管理支援施策の充実について (農林水産部)	農林水産省	当県では完了した2つの国営事業(大山山麓、東伯)により、平成18年度までに4つのダムと幹線水路(延長124キロメートル)が整備されて	

			<p>いるが、農業の担い手の高齢化や農業情勢の悪化等に伴い、水利用が計画どおり進まず当該水利施設の維持管理財源に苦慮している。管理費支援に係る次の事項の配慮を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国営造成施設管理体制整備促進事業を平成22年度以降も継続すること。 2 基幹水利施設管理事業において、人件費を補助対象とすること。 3 国有土地改良財産の補修費用については、整備時の国営事業と同じ国庫補助率で支援するとともに、高度な技術を要する機器更新等は国営事業として実施すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 国営造成施設管理体制整備促進事業 (国費・全国) 21当初 25億円 決定額 24億円 2 認められない見通し。引き続き要望する。 3 認められない見通し。引き続き要望する。
94	用途廃止する国営土地改良財産の譲与先の明確化等について (農林水産部)	農林水産省	<p>国営大山開拓建設事業により造成された土地改良財産を用途廃止する上で、国からの譲与先と無償譲与の可否が明確でないことから、広域農業用水適正管理対策事業を活用し、廃止施設を撤去できても、土地改良区は国との管理委託契約を解除できず、解散することができなくなることが危惧される。このため、次の取組が必要。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 用途廃止する国営土地改良財産の譲与先を明確にするるとともに、管理費を支弁していない市町村等への無償譲与を可能とすること。 2 広域農業用水適正管理対策事業の拡充及び地方財政措置の適用事業とすること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 用途廃止する国営財産については、国がH21年度補正予算において調査費を確保し、現在、譲与先を明確にするための仕分け作業を実施中。 H22年度予算については具体的な動きなし。引き続き要望する。 2 具体的な動きなし。引き続き要望する
95	農業用基幹水利施設の整備・補修に対する地方財政措置の充実について (農林水産部)	農林水産省	<p>老朽化した基幹的水利施設に対する新たな補助事業が創設され、また、開発指定事業や一般公共事業債の対象事業として十分な支援措置もあるなかで、頭首工や取水樋門などの河川工作物や、畑地かんがい用の石綿管についても、老朽化による機能低下から早期の整備・補修が必要な状況となっているが、地方財政は依然として厳しい状況にあり、このような支援措置が無いことから、農業者に対する支援が必要と認識しているものの、対応困難となりつつある。</p> <p>このことから、営農に重大な支障が発生する前に対策を講じることが可能となるよう、新たな補助事業の創設も含んだ次の地方財政措置の充実が必要。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令」に定める補助対象事業の拡大。 2 一般公共事業債の適債事業の拡大。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 具体的な動きなし。引き続き要望する。 2 県営農業用河川工作物応急対策事業において、公共事業債の対象に追加された。

96	小水力発電施設の整備・運営に対する支援措置の充実について (農林水産部)	農林水産省	<p>昭和初期に整備が行われた小水力発電施設は、半世紀を経過した施設も多く、その維持管理並びに運営には多大な労力と費用を要している。一方、農業用水路を活用した小水力発電など、これまで着目されてこなかった未利用自然エネルギーについても、技術革新により利用範囲や発電能力が拡大していることから、農業団体、改良区などの関心が高まりつつある。</p> <p>このような状況を踏まえ、小水力発電が新たな農業・農村の活性化につながる有効な施策となるよう、次のとおり支援措置の拡大が必要。</p> <p>発電施設の更新、修繕や水路補修などにまで対象を拡大した、新たな国庫補助事業の創設。</p>	<p>1 具体的な動きなし。引き続き要望する。</p> <p>2 具体的な動きなし。引き続き要望する。</p>
97	造林公社に対する支援措置について (農林水産部)	総務省 農林水産省	<p>造林公社の財務改善については、地方のみでは解決できない深刻な課題となっており、国において抜本的な対策が必要。</p> <p><例></p> <p>1 株式会社日本政策金融公庫借入金の元金償還に対し 都道府県が支援を行う場合に対する国庫補助制度の創設。</p> <p>2 松くい虫被害、生育不良などにより、不採算として位置付けた造林地に係る既往債務に対し、都道府県が支援（債務免除等）を行う場合に対する国庫補助制度の創設。</p>	<p>国庫補助制度に関する具体的な動きなし。</p> <p>森林県連合の動向を踏まえつつ、次年度の要望内容を検討する。</p> <p>※総務省、林野庁、森林県連合による「林業公社の経営対策等に関する検討会」報告書において、不採算林分、高利率の公庫債務の償還にあたり、転貸債の活用が示されているが、具体的な運用方法については不明。</p>
98	日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立について (農林水産部)	外務省 国土交通省 農林水産省	<p>1 日韓両国政府の責任により積極的に両国間協議の進展を図り、暫定水域内の操業秩序及び資源管理方策を早急に確立。</p> <p>2 我が国排他的経済水域における韓国漁船の監視取り締まりの強化及び韓国政府に対して監視指導の徹底の要請。</p> <p>3 竹島周辺における我が国漁船の安全航行の確保。</p> <p>4 暫定水域及び我が国排他的経済水域における日韓漁業の現状について積極的に広報し国民世論を喚起。</p>	<p>具体的な動きなし。引き続き要望する。</p>
99	森林整備加速化・林業再生事業費の確保について (農林水産部)	林野庁	<p>昨年からの経済情勢の急激な悪化により木造住宅着工戸数が大きく減少。大幅な木材需要の減少、木材価格の下落を招き、当県の林業・木材産業は著しく疲弊。</p> <p>◎ 平成21年度補正予算「森林整備加速化・林業再生事業」について、要望額を考慮し配分すること。</p>	<p>本県に40億円が措置。 (国予算額 1,238億円)</p>
100	米子空港の滑走	国土交通	平成22年度内の完成に必要な事	○一般空港等の整備

	路2,500m化事業の完成について (県土整備部)	省	業費の確保	(全国・事業費) ・21当初 : 391億円 ・22要求額 : 231億円 (対前年比 0.59) ・22決定額 : 201億円 (対前年比 0.51)
101	重要港湾境港などの整備促進について (県土整備部)	国土交通省	1 境港の整備促進 (1)直轄事業 ・防波堤の整備促進 ・原木を取り扱う岸壁の新規事業採択 (2)補助事業 ・旅客船岸壁の新規事業採択 2 鳥取港の整備促進 直轄事業・補助事業(防波堤)の整備促進	○港湾整備事業(国費・全国) ・21当初 : 2,195億円 ・22要求額:1,939.9億円 (対前年比0.88) ・22決定額:1,654.9億円 (対前年比0.75) 『平成22年度港湾局関係予算決定概要(12月25日公表)』の中で、「港湾整備の選択と集中」が示され、平成22年度は新規事業採択は行わないことが示された。 このことから、新規要求している境港の2岸壁の平成22年度事業採択は行われない。
102	殿ダム建設事業の促進について (県土整備部)	国土交通省	殿ダム事業の一層の促進	○殿ダム(事業費) ・21当初 : 84.6億円 ・要求額 : 140.9億円 (対前年比1.66) ・決定額 : 139.1億円 (対前年比1.64)
103	河川事業費の確保について (県土整備部)	国土交通省	1 浸水被害の予防・軽減に向けた補助河川整備のための十分な事業費の確保 2 河川整備計画等に基づく直轄河川の計画的整備のための十分な事業費の確保 3 排水機場、水門等を対象とした長寿命化計画策定のための十分な事業費の確保	○治水事業(国費・全国) ・21当初 : 7,646億円 ・要求額 : 7,611億円 (対前年比1.00) ・決定額 : 7,611億円 (対前年比1.00) ※決定額には、社会資本整備総合交付金を含む ※直轄・補助の区分は不明。河川・砂防の区分も不明。
104	海岸事業費の確保について (県土整備部)	国土交通省	1 山陰海岸国立公園内での補助海岸の侵食対策に必要な事業費の確保 2 弓浜半島の直轄海岸の侵食対策に必要な事業費の確保	○海岸事業(国費・全国) ・21当初 : 467億円 ・要求額 : 421億円 (対前年比0.90) ・決定額 : 437億円 (対前年比0.94) ※決定額には、社会資本整備総合交付金を含む
105	砂防関係事業費の確保について (県土整備部)	国土交通省	1 土砂災害の予防・防止効果のあるハード整備のための十分な事業費の確保	○治水事業(国費・全国) ・21当初 : 7,646億円 ・要求額 : 7,610億円

			<p>2 砂防激甚災害対策特別緊急事業による早期復旧のために必要な事業費の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・激特事業：八頭郡八頭町及び若桜町（角谷川ほか） <p>3 直轄砂防事業の整備促進に必要な事業費の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大山南壁（一の沢、二の沢、三の沢）下流域 ・天神川流域 <p>4 土砂災害防止法に基づく、土砂災害警戒区域等を指定するための基礎調査費の確保</p> <p>5 土砂災害特別警戒区域指定に伴う住宅の補強・改築に対する支援策の早期制度化</p>	<p>（対前年比1.00）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決定額：7,611億円（対前年比1.00） <p>※決定額には、社会資本整備総合交付金を含む</p> <p>※直轄・補助の区分は不明。河川・砂防の区分も不明。</p>
106	治山関係事業費の確保について （県土整備部）	農林水産省	<p>1 山地災害の予防・防止効果のあるハード整備のための十分な事業費の確保</p> <p>2 特定流域総合治山事業における十分な事業費の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日野郡日野町久住地区 <p>3 直轄治山事業の整備促進に必要な事業費の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国有林治山事業：大山南壁（三の沢地区ほか） 	<p>○治山事業（国費・全国）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21当初：991.9億円 ・要求額：840.2億円（対前年比0.85） ・決定額：688.3億円（対前年比0.69） <p>○治山関係予算としては、このほか農山漁村地域整備交付金（1,500億円）の充ちがある</p> <p>○農山漁村地域整備交付金の充当事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防治山 ・水土保全治山 ・山地災害減災対策 ・共生保安林整備 ・保安林管理道整備 ・林水連携（漁場保全の森林づくり）事業等 <p>○内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> 民有林治山 439.5億円 国有林治山 248.8億円
107	漁港関係事業費の確保及び漁港航路・泊地しゅんせつの支援制度拡充並びにフロンティア漁場整備事業費の確保について （県土整備部）	水産庁	<p>1 漁港関係事業を着実に実施するための十分な事業費の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・網代漁港 ・泊漁港等 <p>2 漁港の航路・泊地しゅんせつ工事に対する国の支援制度の拡充</p> <p>3 フロンティア漁場整備事業の十分な事業費の確保</p>	<p>1</p> <p>○水産基盤整備事業（国費・全国）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21当初：1,198.6億円 ・要求額：1,015.3億円（対前年比0.85） ・決定額：822.2億円（対前年比0.69） <p>○地域再生基盤強化交付金（内数に港整備交付金含む）（国費・全国）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21当初：1,446.1億円 ・要求額：1,033.9億円

				<p>(対前年比0.71)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決定額 : 1,033.9億円 (対前年比0.71) <p>○強い水産業づくり交付金 (国費・全国)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21当初 : 76.7億円 ・要求額 : 74.7億円 (対前年比0.97) ・決定額 : 50.4億円 (対前年比0.66) <p>※農山漁村地域整備交付金の創設</p> <p>決定額 150億円 既存の水産基盤整備事業の一部が交付金対象となる見込み</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 具体的な動きなし 引き続き要望する 3 フロンティア漁場整備事業(国費・全国) <ul style="list-style-type: none"> ・21当初 : 10億円 ・要求額 : 13億円 (対前年比1.30) ・決定額 : 13億円 (対前年比1.30) <p>(決定額のうち日本海西部地域は7億円)</p>
108	直轄事業における地元企業への優先発注について (県土整備部)	国土交通省 農林水産省	<p>直轄事業における入札制度等発注方法の見直しにより、地元企業の受注機会の拡大が図れるよう次のとおり求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建設工事における分離・分割発注の推進。 2 本店所在地を県内に限定する工事等について、対象金額や対象工事、対象業種の拡大。 3 特に県内企業の受注率が低い排水性舗装工事への県内企業の参入。 4 建設工事における資材調達について、経済性にこだわることなく県産品の優先使用。 	<p>特段の動きなし。 引き続き要望を続ける。</p>
109	教育における地方分権の推進について (教育委員会)			
	1) 地方公共団体の自主性、自立性を尊重し、地方分権に資する教育行政の確立について	文部科学省	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会制度の運用に当たっては、地方公共団体の主体的な判断の尊重 2 地域の特性に応じた自立的な教育行政の運営の尊重 3 拡大する教育需要に対応した教 	<ol style="list-style-type: none"> 1 教職員定数の改善等(全国) (1) 教職員定数の改善 4,200人 うち・理数教育の充実 2,052人

			職員の確保と必要な財源措置	・特別支援教育の充実 1,778人等 (※ 21年度の800人から4,200人へと大幅増) (2)退職教員等の活用 非常勤講師 7,000人 (週12時間換算) (※ 21年度の14,000人から7,000人へ半減)
2)	少人数学級の制度化について	文部科学省	1 30人学級など少人数学級の制度化 2 必要となる教職員の人件費や校舎整備費等の財源措置	平成23年度以降、公立小中学校の学級編成標準を引き下げて少人数学級化する方向で検討を始める方針。
3)	「総額裁量制」の柔軟な運用について	文部科学省 総務省	・小中学校の司書職員や特別支援学校の看護師等を義務教育費国庫負担制度の対象職員とするなど、「総額裁量制」の柔軟な運用	1 事業仕分けにおいて、国と地方のあり方についての抜本的な整理見直しが必要とされている。
4)	学校図書館の整備・充実について	文部科学省 総務省	1 図書整備に係る地方交付税措置について、義務教育諸学校に加えて公立高等学校もその対象とするよう、地方交付税措置の充実 2 司書教諭としての職務が十分に果たせるよう、加配教員の配置による授業持ち時間の軽減などの改善措置 3 小中学校の司書職員を義務教育費国庫負担制度の対象職員とすること	1 具体的な動きなし 2 具体的な動きなし 3 具体的な動きなし
5)	スクールカウンセラーの国庫補助制度の充実について	文部科学省	・スクールカウンセラー配置に関する国庫補助制度の改善、定時制・通信制課程高等学校等への配置の拡充及び私立高等学校に対する補助制度の充実（地方公共団体がスクールカウンセラーを常勤職員として採用する場合にも国庫補助対象とすること）	要望事項に対する具体的な動きはないが、小学校への配置拡充を要求している。 (3,650校→10,000校)
6)	特別支援教育の就学奨励制度の見直しについて	文部科学省	・就学奨励費を支給している都道府県や市町村の意見に基づく、就学奨励制度の見直し	具体的な動きなし 必要な制度改正について引き続き要望
110	学校施設の耐震化の促進について (教育委員会)	文部科学省	1 公立小中学校について ①地震防災対策特別措置法改正による耐震補強の補助率嵩上げの対象施設を耐震化が必要な全ての建物へ拡充（現行 Is値0.3未満の建物） ②地震防災対策特別措置法改正による補助率嵩上げにおいて、「改築事業」についても耐震補強と同様の補助率2/3へ引き上げ（現行1/2）	学校施設の耐震化 (公立学校分 国費・全国) 21当初 1,050.8億円 要求額 1,085.8億円 決定額 1,031.5億円 ・耐震性の低い施設の耐震化を優先的に実施 ⇒約2,200棟 ・アスベスト対策、バリアフリー対策、特別支援学

		<p>2 公立高等学校について 地震防災対策特別措置法をさらに見直しその対象を公立高等学校へ拡充</p> <p>3 私立学校について 私立学校施設整備費補助金及び私立幼稚園施設整備費補助金の拡充</p> <p>①耐震化が必要な全ての建物について、耐震補強工事の補助率を2/3へ引き上げ (現行 I s 値0.3未満 1/2、I s 値 0.3~0.7 1/3)</p> <p>②耐震診断費用を単独で補助対象化</p> <p>③耐震補強が必要で老朽化した私立中・高等学校の改築費用について補助対象化</p>	<p>校の教室不足解消等のうち特に緊急性の高いものを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助単価の改善 <p>(私立学校分 国費・全国)</p> <p>21当初 18.0億円 要求額 20.1億円 決定額 (不明)</p> <p>補助率引上げ等の具体的な動きはなし。 引き続き要望していく。</p>
--	--	--	---